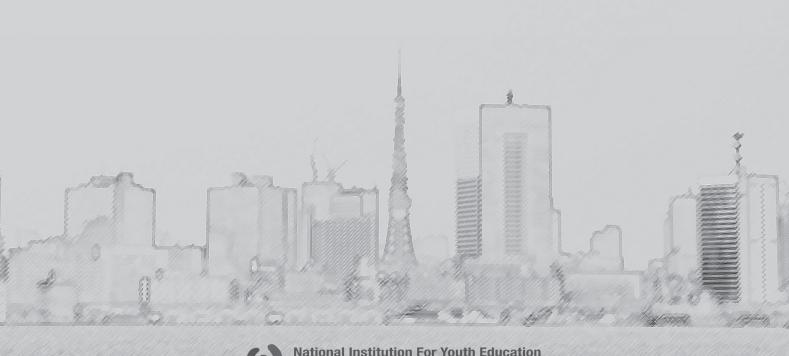
青少年支援における 「協働」を考える

令和2年3月



はじめに

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただくとともに、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年から開催しており、今回で36回目を迎えました。

本研究集会がスタートした昭和59年頃は、校内暴力や少年非行等の問題が顕在化し、これらに対応するため「臨時教育審議会」が設けられ、個性の重視や生涯学習体系への移行等が示されるなど、まさに戦後教育第一のターニングポイントになった時期と考えられます。

大学全入時代の到来が予測されるようになった平成 10 年頃から、学級崩壊をはじめとする問題行動の低年齢化、子供たちの体力の長期的な低下等、新たな課題が出てきました。これらの課題の原因の一つに、家庭や地域の教育力低下に伴う子供たちの基本的な生活習慣の乱れや発達段階に即した様々な体験の不足があると考え、当機構では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の推進に努めています。

また、昨今は子供たちの貧困が社会問題となっており、子ども食堂や無料学習塾等が全国的に 展開されています。当機構においても、経済的に困窮している環境の子供たちが有為の社会人と して成長していくため、学力だけでなく、その基盤となる基本的な生活習慣などを身に付けるきっ かけ作りとして、ひとり親家庭等の子供たちを対象とした「生活・自立支援キャンプ」、児童養 護施設等を出て大学等で学ぶ学生を対象とした「学生サポーター制度」などに取り組んでいます。

さらに、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、青少年がインターネットの長時間利用を通じて、生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」および SNS によるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。この問題に対して、当機構では、文部科学省より委託を受け、ネット依存傾向の青少年を対象に「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」に取り組んでおり、モデルプログラムの開発を進めております。

このように現代の青少年を取り巻く課題は、多様化・複合化しており、これらに対応していく ためには関係機関が連携・協働することとともに、地域で支援する体制の構築が不可欠です。

今回の全国青少年相談研究集会は、「青少年支援における『協働』を考える」をテーマとして、認定 NPO 法人育て上げネット理事長である工藤 啓氏の基調講演をはじめ、内閣府、文部科学省からの行政説明、「児童虐待」「不登校」「SNS 問題」「発達障害」「ひきこもり」の5つの研究講義と分科会を実施し、その成果として本報告書を作成いたしました。

本報告書が、青少年相談及び青少年教育に携わる関係者の皆様に広く活用されるよう願っております。

最後に、本研究集会にご協力いただきました講師の先生方、およびご参集いただきました参加 者の皆様に深く御礼申し上げます。

令和2年3月

国立青少年教育振興機構理事長 鈴木 みゆき

目 次

はじめに

基調講演
「青少年支援における新たな協働への示唆」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
工藤 啓(認定 NPO 法人育て上げネット 理事長)
行政説明
「子供の貧困対策について」(内閣府) 7
井関 大洋(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付参 事官補佐)
「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる「協働」」15
松木 秀彰 (文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 室長)
「子供の頃の体験から育まれる『社会を生き抜く力』」23
青山 鉄兵(国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長)
第1分科会【児童虐待】
「子どもの虐待対応における子どもの安全づくりのための家族との協働
~当事者へのインタビューから学ぶ~」29
鈴木 浩之(立正大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授)
第2分科会【不登校】
「不登校支援における行政との協働と連携35
~公設民営『フリースペースえん』の取り組みを中心に~」
西野 博之(認定 NPO 法人フリースペースたまりば 理事長)
第3分科会【SNS 問題】
「子どもたちのネットリスクにどう協働で対応するか
—『気をつけなさい』を超えたリスク・クライシスマネジメント—」41
塩田 真吾 氏(静岡大学教育学部学校教育講座 准教授)
第4分科会【発達障害】
「自立を目指した発達障害児者支援~他機関との協働を通して~」47
梅田 真理 氏(宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻 教授)
第5分科会【ひきこもり】
「ひきこもり支援~これからの協働の姿~」
斎藤 まさ子 氏 (新潟青陵大学大学院看護学研究科 教授)
参加者の声
〈「第 36 回全国青少年相談研究集会」参加者内訳〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※本報告書は各講師の説明等をもとに、本研究集会の事務局がまとめた内容である。

●基調講演●

「青少年支援における新たな協働への示唆

工藤 啓 (認定 NPO 法人育て上げネット)

1. はじめに

この研究集会も36回目ということだが、青少年支援の歴史の中で、協働はずっと課題であったと思われる。ここにいる皆様も青少年支援の活動の中で試行錯誤しながら協働し、課題を解決してきたと思うが、今後は今まで関わっていなかった方々といかに関わっていくかということが次の協働を考える示唆になるのではないかと考えている。

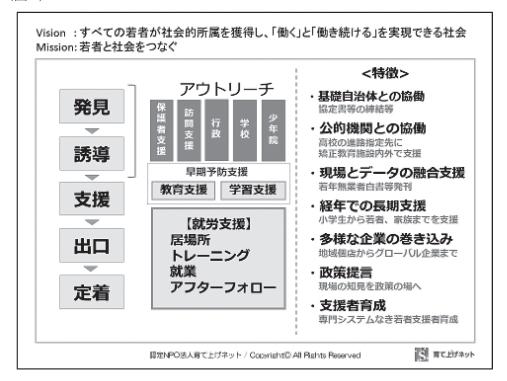
2. 育て上げネットについて

(1) ビジョンとミッション

2004年にNPO法人として、主に無業の若者を対象に就労自立の支援をする団体として発足し、「すべての若者が社会的所属を獲得し『働く』と『働き続ける』を実現できる社会」を、あるべき社会像としてVisionに掲げ、活動を行なっている。社会的所属とは、「安心」を実感し、「挑戦」できる関係性を有する場のことである。そのためにも、「若者と社会をつなぐ」ことを果たすべき使命としてMissionに置き、社会になかなか入れないような若者と社会をつなぐため、若者の支援はもちろん、今の青少年にとって違和感のある点があれば、社会を変えていくということにも視点を向け活動している。(図 1、2)

(図1)





(2) 事業内容

就職氷河期世代という言葉をメディアで頻繁に聞くが、この世代に対し、来年度から補正予算を含め 600 億円以上の予算を確保し、政府が3年間、様々な支援をする計画がある。当法人は若者への就労支援団体であるが、社会的な流れを含めて当該世代にも貢献できるよう準備を進め、就職氷河期世代への支援を中心に、次のような事業を行っている。

①自主事業

・ジョブトレ

若者に提供する就労基礎訓練プログラム。それぞれの悩みや希望に応じて個別的な課題設定をしながら、グループ行動を基本とした継続的なメニューに取り組むことにより、就労に向けて少しずつステップアップすることを目指す。スタッフが相談に乗りながらサポートし、他の支援機関や団体、行政、企業との連携も含めた「包括的な支援」を実現している。

・家族支援事業「結(ゆい)」

「親としては支援機関に通ってほしいけれど、本人は動こうとしない」と悩む保護者をサポートしている。1か月毎の目標を立てて定期相談を行い、帰宅後すぐに実践できる「接し方・伝え方」を学ぶワークショップである。親同士で気軽に話し合える茶話会などを通じて、「わが子が一歩を踏み出す」までをサポートする。

• 教育事業

情報を知らないことにより、社会から排除されてしまう若者を少なくするため、学校やコミュニティ への出張授業や、経済的に困難を抱える子どもたちへ学習機会の提供などを行っている。

・育て上げネットの子ども支援事業「まなびタス」

学校や家庭以外の出会いや機会を創出する、小・中・高校生を対象とした学習スペース。勉強やスポーツ、社会見学を通して、生きていく土台となる意欲を育むことを目的としている。

②企業連携事業

「若者のために何かをしたい」と高い志を持つ企業の強みを生かし、連携・協働して事業を行って

いる。ソフトウェア企業と若者支援に取り組む NPO 法人が協働することにより、若者支援現場で活用できる ICT 学習のカリキュラムを開発し、検証・ブラッシュアップし、普及する取り組みや、就職関連企業の CSR として、その知見を活かしたプログラムを提供するプロジェクト、ニート化予防を目的とした生徒参加型の学校教育向け金銭基礎教育プログラムなどを行っている。

③行政連携事業

厚生労働省が認定し、全国に設置されている地域若者サポートステーションの開設・実施をはじめ、 各地方自治体からの要請を受け、さまざまな事業・施設展開を行っている。また、支援事業以外でも、 若者支援に関連した各種調査・研究も行っている。

(3) 協働のゴール

活動していく上で、協働による好事例や改善点を外部に発信し、相手にわかる形で伝えながら、どこであっても同じような境遇の人々の支援ができる状態を作ることを、協働のゴールとして考えている。

例えば、交通費を含む実費負担の原則に関して、令和元年12月に示された「就職氷河期の構造指針」では、交通費等の支給する奨学金の負担弁済について言及されている。これは、支援制度を無料にしたにもかかわらず、交通費が払えないという理由で、支援を受けに行くことができない事例などがあったためである。実際に、交通費も付与する仕組みを作ったところ支援を受ける人が増えたことからも、家庭の経済状況において交通費が負担となり、困っている人がいるということがわかる。

「交通費がない」「働き始めるための余力がない」「面接に行くためのスーツが買えない」等、困っていることに対し、個人やその地域のみで完結するのではなく、解決した事例を発信、また仕組みの構築を提案していくことで、他地域の支援につながり、より多くの人々を支援することができるようになることが、協働の最終形態ではないだろうか。

3. 協働に必要なこと

(1) これまでの協働

「協働」とは、「複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること」という意味である。この中で気になるのは、目標を共有しているということ。これまでは目標として、青少年の健全育成などの理念や理想のようなものが目標として掲げられ、共有されて協働が進めてられてきた。しかし、青少年の問題も複雑になり、協働主体も変わってくると、健全育成とは何か、具体的に何を目指せばいいのか、言葉を定義してほしい、数字で表してほしいなどの声があがり、協働が難しくなってきているのではないか。指標化することがそぐわない活動や協働も多々ある一方、指標化されないものに対して心が動かない、体が動かない、組織が動かせないという方々がいる中で新しい協働、新しい仲間をつくっていく努力をしていく必要性を感じている。

(2) コレクティブインパクト

このような状況の中で最近少し流行してきている言葉に「コレクティブインパクト」がある。特に新しい概念ではなく、これまで行われてきた協働の取組を、発展した枠組みで捉えたものとも言える。単なるコラボレーションに留まらず、NPOや企業、行政などのセクターを超えて、共通のアジェンダをもとにコミットする、コレクティブインパクトが注目されるようになった。特徴の1つとして挙げられるのは、一から新しいプログラムを作ろうとするのではなく、既にあるプログラムや組織をもとに構築していくことであると言われている。全体のランドスケープを理解した上で、各セクターのリーダーが集まり、共通のアジェンダや評価システムを議論し、決定するというプロセスを経ることが重要である。これまでの協働との違いは余りないが、NPOや行政や地域に加えて企業などもセクターを超えて同じ青少年の問題を解決するために集っていくということが重要だと思っている。コレクティ

(図3)

コレクティブインパクト5つの特徴

- 1. 共通のアジェンダ
- 2. 評価システムの共有
- 3. 互いに強化し合う活動
- 4.継続的なコミュニケーション
- 5.活動を支えるバックボーン組織

出典: https://jfra.jp/fundraisingjournal/1519/

認定NPO法人育で上げネット / Copyright® All Rights Reserved

育て上げネット

①共通のアジェンダ

全ての参加者が、変革に向けた共通のビジョンを持たなければならない課題に対して共通の認識を もち、合意が得られた行動を通じて、共に問題解決を行う。

②評価システムの共有

全ての参加者が、共通の方法で成果を測定・報告し、それらを通じて学習・改善する。

③互いに強化し合う活動

様々な分野のステークホルダーが、それぞれに特化した活動を通じて、互いを強化し合い連携する。 ④継続的なコミュニケーション

信頼を築き、共通の目的を持ち、モチベーションを創り出すために、すべてのプレーヤーが、継続 的なコミュニケーションをとる。

⑤活動を支えるバックボーン組織

全体のビジョンや戦略を導いたり、測定システムを確立したりなど、活動をサポートする独立した 組織のことである。

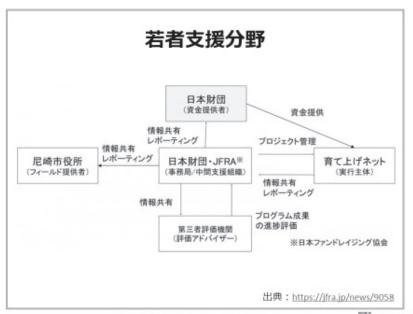
(3) コレクティブインパクトの事例

これは「育て上げネット」の事例だが、若者支援分野として新しい協働に取り組んだ。兵庫県の尼 崎市において生活保護家庭で扶養されている、または生活保護を受けている若者で社会参加及び就業 を希望する個人で、かつケースワーカー以外の第三者と話をして了解いただいた人の支援をするモデ ルを協働でつくった。まず一番左の尼崎市役所(フィールド提供者)とあるが、ある地域において生 活保護の方がどこにいて、どんな状態なのかをわかっているのは基本的に市役所しかいない。バック ボーン組織としては、日本財団と JFRA (日本ファンドレイジング協会) が支えてくれる団体として入っ ている。一番右側の実行主体の「育て上げネット」が、生活保護を受けている、または生活保護家庭 に扶養されている若者で、希望する人を支える役になる。こういう協働が本当にうまくいっているか を評価する第三者評価機関として武蔵大学に入っていただいた。こういう活動はもちろんボランタ リーな場合もあるが、一定の費用もかかることから、資金提供者に日本財団が入っている。(図 4)

コレクティブインパクトという新しい協働の形の事例として見たときの1つ目の特徴としては、第

三者評価機関が入っていることがある。生活保護を受けている若者で今社会とつながっていない人が 就業に行くまでにどんなステップがあり、それをどういう項目で評価するのかを約30個の項目に絞 り、それを評価システムとしている。2つ目は、資金提供者が行政ではなかったことである。行政の 予算は使い勝手が悪いところがあると思っている。例えば、今まで人と関わることができずに10年 間自宅から出てこられなかった子が、明日遊戯施設で楽しむことができたら、それをきっかけに働け るようになりそうな人がいても、公的な予算は彼の遊戯施設代を出せない。明らかに元気になる方法 がわかっていても、そこに資金を使うときに血税ということで許されないことが多い。その子にとっ てこの瞬間これが大事だと思ったときにその子の分の費用を出せることが、重要だと考えている。

(図4)



認定NPO法人育て上げネット / Copyright® All Rights Reserved

○ 育て上げネット

4. これからの協働

これからの協働として、私が意識していることを5つお伝えする。

(1) みんなでやる

このみんなの中に今までいなかった人が入っているかということが重要だと思っている。協働するとき、概ねいつものメンバーや、この問題ならこの団体が必要ということで、明らかに関係がある団体が入っているが、その青少年の問題とは無関係に見える団体も参加できるように門戸を開いたり、声をかけていくことが重要だと考えている。営利企業だから、あそこはこういう人たちだからではなく、まずはみんなでいかにできるかということを意識してやろうとしている。

(2) 出会い(接点)の構築

そもそも困っている人、課題を抱えている人、子供であれば大人に直接「僕、困っています」と言うことはないので、いかに彼らとの出会い、接点を構築するかということを意識している。高校を卒業したり、中退するとどこに行くかわからなくなるが、高校に行けば高校生は必ずそこにいるので、あらかじめ接点を持っておくことも大切にしている。

(3) 社会の変化と連動

特にテクノロジーの進展など社会がどんどん変化しているので、社会の変化を捉えなければ、本当はできるのに知らないからできないということになってしまう。今の仲間の中にもしかしたら何か自分たちの知らない世界を知っている人がいるかもしれない。青少年の段階で「できない」と言われるのではなく、「いや、できるよ今」と言ってあげること、こういう原体験を持っていると「ああ、できるんだ」ということで意欲につながっていく。

(4) 資金を意識

いい活動をする上で一定程度の資金は必要不可欠である。交通費の支給など子供たちにとっては大きく、何かに参加するときの交通費などのちょっとしたお金が出せないために参加できないという子供も多い。しかし、それはお金がないと言えないから「興味がない」と表現を切りかえたりしている。 寄付で集めるにも限界があるので、ふるさと納税の制度を自治体と相談したり、投資的に参加できるようなものを検討したり、最近はクラウドファウンディングなど、金銭面で協力してもらえる人に一緒に仲間になってもらえる道筋をつくったほうがいい。お金や資金も意識して協働を進めていく方が持続可能性が高いと思われる。

(5) 他の地域でもやれること

他の地域でもできるような形を模索したいと考えている。「自分の町でもできるけどあなたの町でもできますよ、だから一緒にやっていきましょう」という協働が多く出てくるといいと考えている。特定の地域ならできるということはあっていいが、「他の地域で行うためにはこんな工夫がある、私たちが連携している団体はあなたの町にもありますよ」といったことを改めて意識しながら協働に取り組んでいる。

5. おわり**に**

青少年の協働を考えるために何か示唆できるものはないだろうかと考えてきた。これまでの協働も 実効性が高く、多くの人が関わり子供たちのために時間と力を注いできた。しかし、社会の変化が余 りにも早く、それが子供たちに影響し、大人の価値観が使えるものが変化をしてくる中で、私たち自 身も学ぶ必要があるが、学びには限界があることから、これまでの協働に入ってくることがなかった 人々にも協働の中に入ってもらえるような関わりが必要になってきている。そのために必要なのは、 これまでの協働なら一言えば十わかるような言葉を一回捨てて、新しく関わっていただきたい方々に わかる言葉で、参画してもらいやすい環境を作っていくことが、より変化の激しい時代に生きる青少 年たちを支えていくために私たちがやらなければいけないことではないかと考えている。

●行政説明 I ●

「子供の貧困対策について」

井関 大洋 (内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

付参事官(子どもの貧困対策担当)付参事官補佐)

1. はじめに

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定・公布され、これを踏まえ、令和元年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

近年、子供の貧困の問題が注目されるようになり、また、政府が施策の推進を図ってきた背景には、この問題が、子供一人ひとりの将来の可能性を摘みかねない問題であることと同時に、国や地域の未来に深刻な影響を及ぼす恐れが指摘されていることにある。こうした観点から、子供の貧困を放置することは社会の損失であり、一方で対策を推進することは未来への投資であることに他ならない。本日は「未来を担う子供たちを地域の力で育んでいく」というキーワードを念頭に、子供の貧困対策における現状や課題、政府の取組を紹介する。

2. 子供の相対的貧困率について

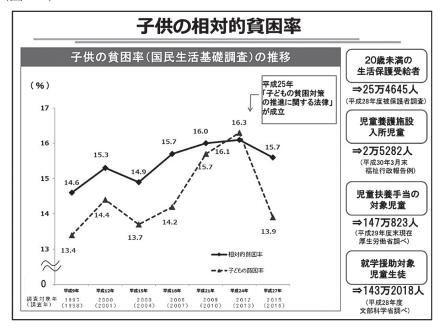
厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査(平成29年6月公表)」によると、子供の貧困率は、 平成27年に13.9%である。この指標は、報道機関に取り上げられており、約7人に1人の子供が「相 対的貧困」の状態にあると表現されることが多い。

相対的貧困の状態にある家庭とは、全世帯平均の可処分所得の半分にも満たない状態を指す。世帯員数によって異なるが、例えば、親2人、子1人の3人世帯であれば、1か月当たりの可処分所得が約17万円以下程度の家庭が相対的貧困の状態のラインとなる。実際に日々の家賃や食費等を積み上げて考えていただければ、子供たちの将来のための貯蓄をするような余裕はなく、また、突発的な事案により生活に係る資金繰りがショートする可能性があることが理解いただけると思う。

なお、当該指標は重要な指標の一つであるが、その算定基礎となる可処分所得には現物で給付される支援策が反映されないなどの課題もあることから、当該指標以外にも様々な視点で貧困の状況をとらえていく必要がある。

例えば、児童扶養手当の対象児童は平成29年度末で約147万人、また、就学援助対象の児童生徒は平成28年度末で約143万人おり、直近の子供の貧困率の数値は減少傾向にあるが、困りごとを抱えている子供の数は依然として厳しい状況にある。(図2-1)

(図 2-1)



3. 子供の貧困の課題

(1) 貧困の状態が見えにくく、情報が届かない

子供の貧困の特徴はその実態が見えにくく、捉えづらいことにある。子供や家庭に自身が貧困であ るという自覚がない場合や、仮に自覚があったとしても周囲の目を気にして支援に対して手を上げら れない家庭も多い。結果として、支援を受けられるにもかかわらず受けていない家庭が存在する。頼 れる親戚も、近隣づきあいもなければ、地域の目も届かない。国や自治体の情報も届かず社会的な孤 立につながるケースもある。

(2) ひとり親世帯の現状

我が国のひとり親世帯の現状を見てみると、母子世帯、父子世帯ともに、就業率は8割を超えてお り、高い水準にあるといえる。一方で平均年間勤労収入を比較すると、父子世帯と比べて母子世帯は 約2分の1にとどまり、その要因は非正規雇用が多い等様々あるが、結果として、ひとり親家庭の相 対的貧困率は50.8%と高い水準の数値となっている。(図 3-1)

(図 3-1)

		ひとり親は	世帯の現状				
		母子世帯	父子世帯	全世帯(参考)			
就業率		81.8%	81.8% 85.4%				
雇用者のうち正規		47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.2%			
	雇用者のうち非正 規	<u>52.3%</u>	10.3%	女性54.1% 男性17.8%			
	9年間 労収入	200万円 正規 :305万円 非正規:133万円	398万円 正規 :428万円 非正規:190万円	平均給与所得 女性276万円 男性521万円			
養育費の取決率 受取率		42.9% 24.3%	20.8% 3.2%	-			
子信	共の進学率	高校等 大学等 (大学·専修学校等	: 96.3% : 41.9% : 58.5%)	高校等 : 99.0% 大学等 : 52.0% (大学・専修学校等 : 73.0%)			
生活	舌保護受給率	11.2%	9.3%	3.18%			
	り親家庭の 対的貧困率	大人が2人以上いる 世帯の相対的貧困率 10.7%					

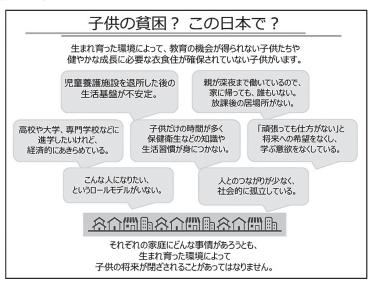
9 プピー・スプピーのは予成28年医主国ロインリ教団や専調査、相対的員関率は3平板28年国民生活基礎調査 全世帯就業率は総務省「労働力調査(基本集計平成28年度平均)」、国税庁「民間給与実態統計調査(平成27年分調査)」 全世帯の生活保護受給率は平成27年度施保護者調査・平成27年国民生活基礎調査より算出 全世帯の進学率は平成29年度学校基本調査を基に算出

これらを踏まえると、核家族化の進行や離婚率が高くなったことによるひとり親家庭の増加等の家族形態の変化や、地域におけるつながりが希薄化し周りの大人から子供の姿が見えにくい環境となっていること、言い換えれば、家庭・地域における養育力の低下、子育ての孤立化が子供の貧困の背景にあると考えられる。

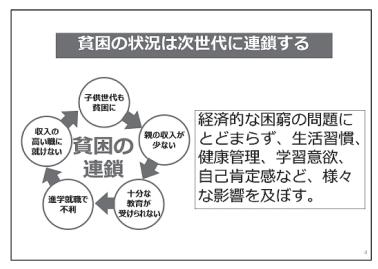
(3) 貧困の連鎖

こうした貧困の状況は、連鎖すると言われている。親の収入が少ないことで、進学・就職が不利になり、高収入の職に就けず、結果として子供世代も貧困になってしまうという連鎖である。また、経済的な困窮の問題にとどまらず、生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感などにも影響を及ぼし、「もう頑張っても仕方がない」と進学や将来を諦めてしまう要因にもなってしまったり、子供だけで過ごす時間が多いために保健衛生などの知識や生活習慣が身につかなかったりする場合もある。(図3-2、3-3)

(図 3-2)



(図 3-3)

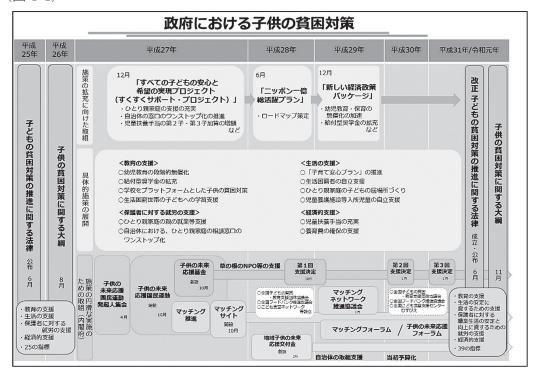


4. 政府の子供の貧困対策に関する取組について

平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が議員立法で制定され、内閣総理大臣を会長とする子どもの貧困対策会議において、政府として総合的に対策を進めていくこととなった。これを踏まえ、政府においても、平成26年には「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、これに基づき自治体・民間団体の協力を得ながら、幼児教育の無償化や給付型奨学金の拡充、児童扶養手当の拡充、子供の未来応援国民運動の推進等、様々な施策を推進してきた。そして、昨年、こうした動

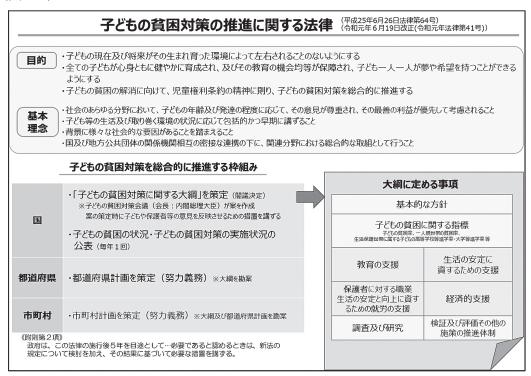
きを踏まえ、さらに子供の貧困対策を強力に進めていくという観点から、令和元年6月に法律の改正、 また、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。(図 4-1)

(図 4-1)



法改正においては様々な改正がなされているが、例えば、子供の「将来」だけではなく、「現在」に向けた子供の貧困対策を推進すること、各施策を子供の状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画の努力義務が規定されている。(図 4-2)

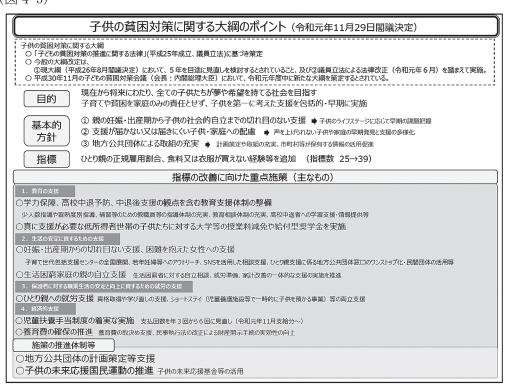
(図 4-2)



こうした法改正の趣旨と、子供の貧困対策に関する有識者会議における提言を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を令和元年11月に閣議決定している。目的として、「現在から将来にわ

たり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」とするとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくこと目的に明記している。また、分野横断的な基本的方針として、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実等を定めている。加えて、施策の実施状況や効果を検証評価するための指標として、ひとり親の正規雇用割合や、食料又は衣服が買えない経験等を加え、前回の大綱で定めていた25の指標を39に拡充している。そして、こうした指標の改善に向け、教育の支援・生活の支援・就労の支援・経済的支援の四つの観点から様々な支援メニューを盛り込むとともに、地方自治体の計画策定や取組の促進やより多くの方々にご協力をいただくための子供の未来応援国民運動の推進を規定している。(図 4-3、4-4)

(図 4-3)



(図 4-4)

子供の貧困に関する指標 【生活の安定に資するための支援】 〇 電気、ガス、水道料金の未払い経験 ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1%(平成30年4月1日現在) ○ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0%(平成30年4月1日現在) ○ 児童養護施設の子供の進学率 ひとり親世帯(平成29年) ・中学校卒業後 95.8%(平成30年5月1日現む) ・高等学校等卒業後 30.8%(平成30年5月1日現む) ひ ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7%(平成28年11月1日現む) ・ひとり親世帯(平成29年) 食料が買えない経験 34.9% -8%. まれにあった16,4%の合計) 〇 ひとり親家庭の子供の進学率 衣服が買えない経験 39.7% (よくあった10.0%) ときどぎあった10.5%、まれにあった19.2%の合計) ひとり親家庭の子供の進学率 ・ 中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日限立) ・ 高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日限立) ・ 宣等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日限立) 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度) スクールン・シャルワーカー(こよ)対応実績のある学校の割合・小学校 50.9% (平成30年度) ・ 中学校 58.4% (平成30年度) ・ 中学校 58.4% (平成30年度) フクールカヴィルラーの配置率 食料が買えない経験 16.9% 6、まれにあった9.2%の合計) 衣服が買えない経験 20.9% (よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計) 〇 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 ・ひとり親世帯(平成29年) 重要な事柄の相談 8.9% いざというときのお金の援助 25.9% ○ スクールカウンセラーの配置率 ・小学校 67.6%(平成30年度) ・中学校 89.0% (平成30年度) 等価可処分所得第Ⅰ~Ⅲ十分位(平成 重要な事柄の相談 7.2% ○ 就学援助制度に関する周知状況 65.6%(平成29年度) ○ 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 【経済的支援】 子供の貧困率 - 国民生活基礎調査 13.9%(平成27年) - 全国消費実態調査 7.9%(平成26年) 〇 ひとり親世帯の貧困率 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】 ・国民生活基礎調査 50.8%(平成27年) ・全国消費実態調査 47.7%(平成20年) ○ ひとり親家庭のうち養育費(こついての取決めをしている割合 〇 ひとり親家庭の親の就業室 ○ ひてり就多庭の税の机業年 ・母子世帯 80.8%(平成27年) ・父子世帯 88.1%(平成27年) ○ ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 ·母子世帯 42.9%(平成 ・父子世帯 20.8%(平成28年度) 〇 ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 ·母子世帯 44.4%(平成27年 ·父子世帯 69.4%(平成27年 ·母子世帯 69.8%(平成28年 ·父子世帯 90.2%(平成28年度

5. 内閣府の取組について

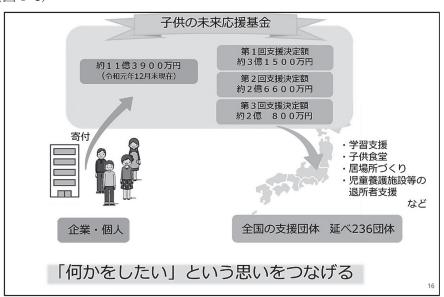
子供の貧困は、前述のとおり、その実態が見えにくく捉えづらく、情報が届きにくいという課題がある。支援が必要な子供や家庭に確実に支援を届けるためには、自治体、企業、NPOなどの団体が連携し、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うことが必要である。そのため、官公民が連携して平成27年から「子供の未来応援国民運動」を展開するとともに、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援している。

<子供の未来応援国民運動>

(1) 子供の未来応援基金

子供の貧困対策に対して「何かをしたい」と考える企業や個人から寄付金を募り、基金を設けている。一般的な寄付行為に加え、例えば、ポイント機能を活用しての寄付、店舗への募金箱の設置、寄付型自動販売機の設置等、企業の特性を生かしながら、広報や普及啓発を兼ねた協力方法も生まれている。いただいた寄付金の用途としては、学習支援、子供食堂、居場所づくり、児童養護施設等の退所者支援、生活困窮者へ食料、物品等の直接支給を行うフードバンク活動等の活動への支援金としている。(図 5-1)

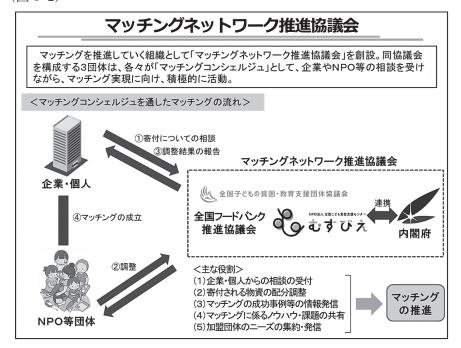
(図 5-1)



(2) マッチングネットワーク推進協議会

「一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」(学習支援)、「一般社団法人全国フードバンク推進協議会」(フードバンク)、「NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえ」(子供食堂)の3団体と内閣府が連携・協働し、窓口を設けている。物を寄贈したい個人や企業(例えば、余剰分の米を寄贈したい農家、使わない学習教材を提供したい教材開発企業等)からの連絡を受けて、寄贈先が分からない寄付者と適切な寄贈先をマッチングしている。(図 5-2)

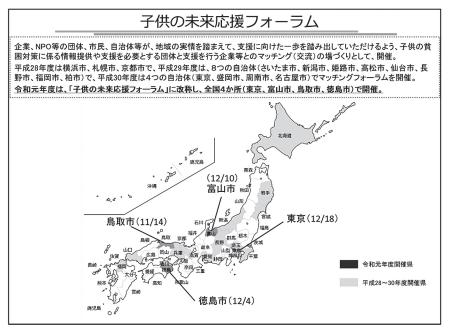
(図 5-2)



(3) 子供の未来応援フォーラム

企業、NPO 法人等の団体、市民、自治体等が、地域の実情を踏まえて、支援に向けた一歩を踏み出すことができるよう、子供の貧困対策に関する情報提供や、顔の見える交流の場として、全国で開催している。(図 5-3)

(図 5-3)



<地方公共団体の取組支援>

地方公共団体が地域の実情に応じて、実態調査や支援体制の整備計画作成、子供支援・連携体制の整備等の様々な事業を行う際の必要な経費を「地域子供の未来応援交付金」として交付している。地域ネットワークを形成するための研修や事業等にも使用することができ、今般、令和元年の法改正に基づき、子供の貧困対策についての計画の策定義務が市町村にも拡大されたことを踏まえ、しっかりと支援していく。(図 5-4)

(図 5-4)

地域子供の未来応援交付金の概要

(令和元年度補正予算案2.6億円、令和2年度予算案1.5億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を 実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援 体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。

内閣府

差以下は、令和元年 度の事業概要(令和2 年度の評論は未定)

地方公共団体

〇実態調査・資源量の把握

(補助率:1/2 補助基準額:300万円) ・強国の状況にある子供等の実 無把握と支援ニーズの間置 ・支援ニーズに応えるため、地域 において現存する資源量及び 今後必要となる資源量の把握

○ 文体体型の学権計画東定 (補助率:1/2 補助基準額:300万円) ※上記や事業を削りに実施する際で も補助基準額は、合計で300万円ま でとする。

○子供たちと「支援」を結びつけ る事業・連携体制の整備 (補助率: 1/2 補助基準額: 最高1,500万≈1)

議助基準額:最高1,500万至1) ・子供にちど「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を 通じて、関係機関等による連携 を深化人、地域における総合的な 取組体制を確立

(事業例)

・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等) ・学習支援等の風場所で、ソ(サポート)事業 ・貧困の状況にある子供支援マッチング事業

※1 都道府県が全域圏で事業実施する場合

〇地域ネットワーク形成研修

平業 (補助率: 1/2 補助基準額: 最高300万円) ・銀油中県及び市町村の子供の賃 国対策担当行政機関、子供の賃 国対策担当行政機関、子供の賃 可対策に関する支援活動従事者 等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施する ことにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進

・コーディネー ター事業等の 扱い手の育成 ・行政機関騎 員の貧困対策 の理解促進

14



●行政説明Ⅱ(

「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる「協働」」

松木 秀彰

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長)

1. はじめに

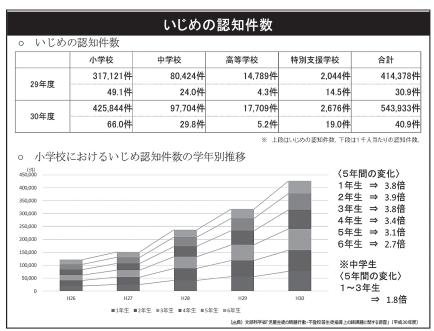
今日、児童生徒は、非常に多くの複雑化した問題に囲まれている。国内における大人を含めた全体の自殺者数は年々減少しているにもかかわらず、子供の自殺者数は増えている現状にある。また、スマートフォンの普及を背景とした性被害・犯罪被害が増加している。さらに児童虐待の問題では、ヤングケアラー(子供が幼い兄弟や病気で寝ている祖父母の面倒を見なければならない状況が過重になり、学校を欠席がちになってしまうような境遇に置かれている子供)の問題も出てきている。このような児童生徒を取り巻く全ての問題に対し、関係機関と協働した対応が求められている。

2. 児童生徒を巡る現状・課題

(1) いじめについて

いじめは、児童生徒間における、心身に苦痛を与える言動のことを指す。文部科学省の調査によると、いじめの認知件数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度は 543,933 件となっている。いじめを認知し、心身の苦痛に気づき、それを解消するということがいじめへの対応において重要であり、認知件数の増加は評価もできる。(図 2-1)

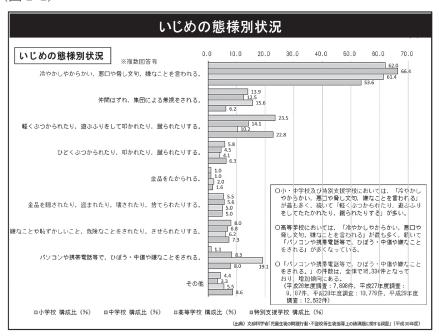
(図 2-1)



同調査によるといじめの態様で最も多いのは、物理的な力(殴る、蹴るなど)を伴わない、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」といった言葉によるものである。「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」などは「インターネットいじめ」ともいわれ、

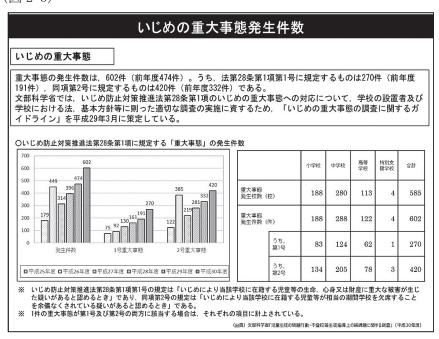
学年(校種)が上がるにつれて件数が多くなっている。これはスマートフォンの保有率が、同様に学年(校種)が上がるにつれて多くなっているからだと予想できる。「インターネットいじめ」の認知件数は過去最多であり、インターネットの普及が子供たちを巡る様々な問題の背景にあり、影響を及ぼしていると考えられる。しかし、学校から見えにくいところで起こるという性質を持っているため、認知ができていないものもさらにあると思われる。(図 2-2)

(図 2-2)



また、いじめ防止対策推進法にて、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や、「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいじめの「重大事態」としている。平成30年度の発生校数は585件であり、重大事態発生件数は602件と、いじめ防止対策推進法ができた平成25年以降最多であり、憂慮すべき状況である。(図2-3)

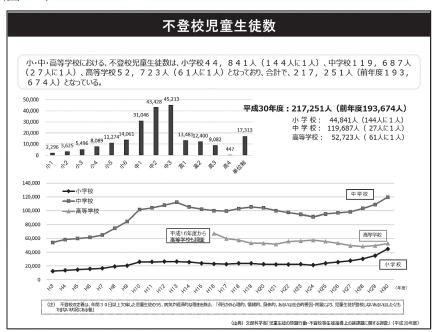
(図 2-3)



(2) 不登校について

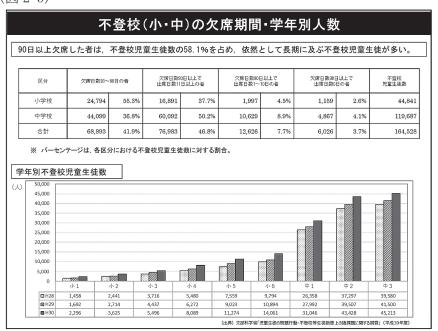
文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小学校・中学校・高等学校における、不登校(病気や経済的な理由を除き年間 30 日以上欠席する)児童生徒数は、小学校 44,841 人(144 人に 1 人)、中学校 119,687 人(27 人に 1 人)、高等学校 52,723 人(61 人に 1 人)となっており、合計で 217,251 人(前年度 193,674 人)となっており、小学校、中学校では 6 年連続で増加している。特に中学生では、おおよそクラスに 1 人の割合で不登校になっている現状がある。(図 2-4)

(図 2-4)



不登校の欠席期間について、同調査によると、小学校、中学校の不登校児童生徒のうち 58.1%が 年間 90 日以上休んでおり、欠席期間が長期化している傾向にある。また、学年別の不登校児童生徒 数は、中学校になると非常に多くなっており、小学校から中学校へ進学する際に、別の小学校出身の 生徒と友達関係が構築できなかったり、学習の難易度が上がり学業についていけなかったりするなど の理由があると予想される。(図 2-5)

(図 2-5)



また、不登校の要因として割合が高いのは「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」である。以上の3つの要因は、小学校、中学校いずれにおいても上位を占めており、人間関係で苦しむ子供が中学生だけでなく小学生にも増えていると想像される。(図 2-6)

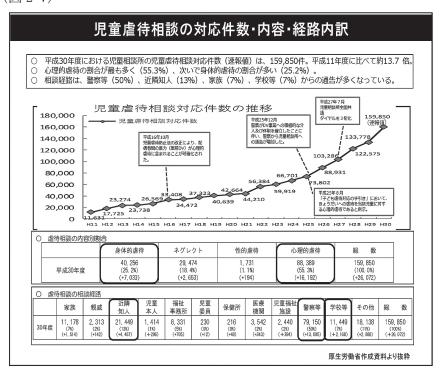
(図 2-6)

不登校の要因											
【国公私立】小・中学校	本				学校に係	740.00				家	左
学校、家庭に係る要因 (区分)	登校児童生徒教	いじめ	関係をめぐる問題いじめを除く友人	めぐる問題 教職員との関係を	学業の不振	進路に係る不安	動等への不適応	めぐる問題 学校のさまり等を	進級時の不適応入学・転編入学・	・ 庭に保る状況	記に該当なし
	44,841	359	9,740	2,009	6,795	495	102	1,145	2,026	24,901	6,165
小学校	-	0.8%	21.7%	4.5%	15.2%	1.1%	0.2%	2.6%	4.5%	55.5%	13.7%
W.L.	119,687	678	35,995	3,028	28,687	6,395	3,173	4,043	9,207	37,040	16,041
中学校	-	0.6%	30.1%	2.5%	24.0%	5.3%	2.7%	3.4%	7.7%	30.9%	13.4%
	164,528	1,037	45,735	5,037	35,482	6,890	3,275	5,188	11,233	61,941	22,206
合計	-	0.6%	27.8%	3.1%	21.6%	4.2%	2.0%	3.2%	6.8%	37.6%	13.5%
	. (核	γ [数回答]	ıj				

(3) 児童虐待について

厚生労働省によると平成30年度、児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,850件(速報値)である。平成11年度と比較して、約13.7倍となった。虐待相談の内容別割合は、心理的虐待の割合が55.3%と最も多く、次いで身体的虐待の割合が25.2%となっている。児童相談所への通告の経路として、最も多いのは警察等の50%であり、近隣知人が13%、家族が7%、学校等7%である。(図2-7)

(図 2-7)

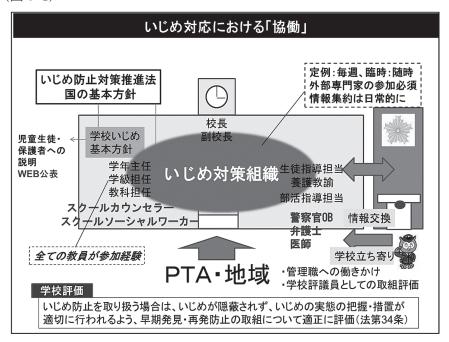


3. 学校に求められる「協働」とは

(1) いじめ対応における「協働」

いじめ防止対策推進法に基づき、学校は「いじめ対策組織」を編成することとなっており、必ず管 理職に報告し、情報共有を行いつつ組織で対応する体制をつくっている。「いじめ対策組織」では、 校長を筆頭に、学年主任、学級担任をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、 警察、警察官 OB、弁護士、医師など、学校外部の専門家や関係機関も参画し対応を行う。そのほか、 学校外部の専門家や関係機関としては、児童相談所や要保護児童対策地域協議会、役所の関係部課な ども挙げられる。(図 3-1、3-2)

(図 3-1)



(図 3-2)

「協働」対応事例(いじめ)

暴力を伴ういじめへの対応例(Case34)

- ▶ 中学3年男子Aが同学年の男子B,C,Dから暴力を伴ったいじめを繰り返し受けていた旨、Aの保護者の友 人から教育事務所が連絡を受けた。2年次後半からいじめが行われていたが、Aは対人関係、親子関係の 悩みを長く抱えており、友人関係を維持したいとの気持ちが強いため担任等に訴えることができず。3 年次5月頃から不登校状態となり、頭・顔面を自分で叩く・殴るなどの自傷行為に及んだ
- 学校はSSWとともに本人・保護者と面談。SSWは医療機関受診を助言。学校はSSWの調整のもと児童 相談所への相談を保護者に提案した。
- 児童相談所はAの保護者に医療機関受診を勧め、Aが通院を開始。医師の助言をもとに学校はAに対する 支援体制を構築。
- 学校は、SSWとともに要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所やこども家庭支援課との連携を 確認・情報共有を実施。

インターネット上のいじめへの対応例(Case44)

- ▶ 休日の大型商業施設内の女子トイレ内で、小学5年女子Aが、6年女子BとCから裸になることを強要さ れ、その様子をスマートフォンで動画撮影されるという事案が発生した。3名の他に5年女子Dがその場 におり、現場を目撃していた。5月下旬に6年生教室内における関係児童らの会話から学級担任が認知 し、事室が発覚。
- 担任が「学校いじめ対応チーム」への通報を即時に行い、同チーム中心に、複数の教師で加害・被害児 童の聞き取り調査を実施。
- 学校から警察へ状況を報告。動画が拡散されていた場合の対処方法等についての助言を得る。
- 加害児童と保護者にスマートフォンを学校に持参してもらい、動画データの確認と削除を実施。 この事案をきっかけに、学校と保護者、警察が連携して、児童、保護者、教職員を対象にした「情報モ ラル教室」を継続して開催するようになった。

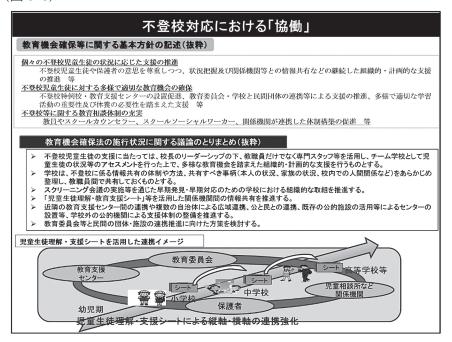
「いじめ対策における事例集」(平成30年9月)より抜粋編集

(2) 不登校対応における「協働」

教育機会確保法に基づいて政府が定めた基本方針では、「関係機関等との情報共有などの継続した

組織的・計画的な支援の推進」等が明記されており、関係機関と連携した対応の必要性が読み取れる。 同法律には、施行後3年を目途として施行状況の見直し、検討することが定められており、それに基 づき行われた「教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ」では、①学校でのアセスメン トや、子供の状況の把握、職員間での共有とその後の対応についてなどと、②子供に係る情報を関係 機関で共有するための「児童生徒理解・教育支援シート」等の活用や、教育委員会が主となり設置し ている不登校児童生徒のための教育支援センターとの連携、フリースクール等や民間の団体・施設と の連携についてなどが挙げられており、①学校内部での連携と、②学校外部の機関との連携のどちら も重要だとしている。(図 3-3)

(図 3-3)



協働の事例として図 3-4 にあるように、スクールカウンセラーから医療機関につなぐことができた ものや、スクールソーシャルワーカーから子ども食堂や生活福祉課、子ども家庭支援センター、障害 者相談支援センター、相談支援事業所など非常に広範な機関につないだものを挙げている。様々な背 景を抱えている子供を支援するには協働が重要だということがわかる。(図 3-4)

(図 3-4)

「協働」対応事例(不登校)

進路に関する不安等により不登校となった事例

- 女子生徒Aは、ほとんど欠席もなく高校生活を送っていたが、3年次に陸上部の最後の大会を機に欠席が 目立つようになり、夏休み明けから不登校となった。 HR担任やクラブ顧問が何度か家庭訪問するが、その胸の内を語らなかった。
- 週1回のカウンセリングを始めたところ、AはSCに徐々に心を開くようになり、不登校の原因が「進路 が未定であることへの不安」「自分も姉のようになってしまうのではないかという不安」(Aには中学時 代から引きこもり状態になっている5歳上の姉がいる)による極度の緊張状態からくる無気力感にある ことが分かった
- SCは医療機関に相談することを提案。Aと保護者は当初抵抗を示したが、SCから専門的な立場から話し てもらうことで医療へとつなぐことができた。

生活環境改善のために関係機関と連携して支援した事例

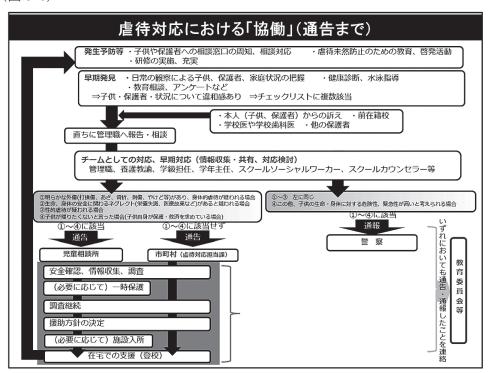
- ▶ 本児は特別支援学校に在籍。不登校で引きこもり気味。母子家庭・生活保護を受給している。部屋の中 は掃除が行き届かず多数の害虫がおり異臭のする不衛生な生活環境。本児は昼夜逆転の生活で、入浴・ は前様が引き組がする数の音気があり発表のする不利量はません場合。本たは全域とれの主点で、人間・ 着替えなど基本的生活習慣が身についていない。母親は金銭感覚に疎いところがあり、月末には必ず携 帯電話が止まり、食料が底をつくこともしばしばあった。 ▶ 担任・管理職などが家庭訪問し、登校支援。また定期的に校内で支援会を実施することで情報共有を 図った。SCも家庭訪問しカウンセリングを行った。
- ➤ SSWは定期訪問し、子ども食堂を紹介した。電気代の支払いが滞り電気が止まりかけた時は生活福祉課 へ情報提供し貸付金を支給してもらった。その他、子ども家庭支援センターの協力による清掃支援、障 害者相談支援センターのかかわりによる療育手帳取得、相談支援事業所から本児に対してのヘルパー派 遣、生活福祉課による母親の自立のための職業紹介を行った
- ▶ 母親は仕事を継続できており、本児は登校意欲が芽生え、少しずつ登校することができるようになり、 無事進級もできた。

平成80年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集、平成80年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集より抜粋編集

(3) 虐待対応における「協働」

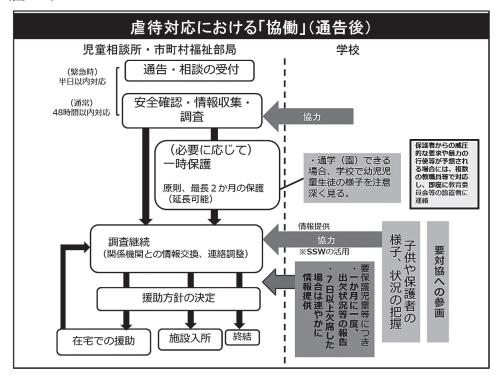
文部科学省が令和元年5月に作成した、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアル「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」によると、健康診断や歯科検診、水泳の指導などで、普段隠れているところのあざが見えたり、健康状態に違和感があったりした場合は、すぐに管理職に報告をし、組織で対応することが必要であるとしている。明らかな外傷や生命、身体の安全に関わるネグレクト、性的虐待が疑われる場合は児童相談所に通告するべきであり、該当せずとも、市町村の虐待対応担当課への通告が必要である。また、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合は警察にも通報する必要がある。(図 3-5)

(図 3-5)



虐待対応における「協働」では、通告後の連携も重要である。学校は、通告後の安全確認・情報収集への協力や、一時保護期間中の学校での様子を注意深くみること、また、一時保護期間が終了したあとの子供や保護者の状況の把握と共有、要保護児童対策地域協議会への参画など、援助方針の決定までにおける関係機関との情報交換や連絡調整に協力することが求められる。保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応し、即座に教育委員会等の設置者に連絡するなど、学校内外との組織的な連携が必要となる。なお、児童相談所や市区町村の関係部署との連携に加え、両親から育児放棄された生徒への支援事例では、子供の就職に際しての支援として、ハローワークとの連携が必要となった事例もある。(図 3-6、図 3-7)

(図 3-6)



(図 3-7)

「協働」対応事例(児童虐待)

生徒から担任が訴えを受けて対応した事例

- ▶ B子から担任に対し「家に帰りたくない」との訴えがあり、担任はSCとの相談を勧めた。SCとの面接の前、担任とSC担当から、帰宅を渋った様子や保護者から暴力が振るわれている可能性があることなど、学校して懸念している事柄をSCに伝えた。
- ➤ SCとの面接において、B子から、家庭内で暴力を振るわれており、数年前から続いていることが打ち明けられた。面接終了後、SCから担任とSC担当を通じ、管理職に連絡し、担任から再度話を聞いた上で、通告を実施。児童相談所は、B子と面接の上で一時保護した。
- 後日B子からの希望で再度SCが面接実施。その中でB子本人から、一時保護を経て自宅に戻っていること、 児童相談所の介入後は保護者の暴力が収まっていることが報告された。SCからB子に対し、今後も不安 なことがあるときには、必ず学校は児相に相談してほしいことを伝えた。
- ▶ 面接終了後、SCと担任・SC担当とで情報交換・コンサルテーションの時間をとり、今後の支援に向けて 打合せを実施。児童相談所とは引き続き教頭を窓口として適宜連絡を取り合うことを確認。

両親から育児放棄された生徒への支援事例

- 高校生Bは、小学生の頃から母親からの暴力を受け、児相・警察との関わりがあった。高校進学時、部活動や就職関係の同意・承諾書が両親からもらえず。帰宅しても家に入れてもらえない状況が続き、Bは祖母宅に避難。学校・生活全般を祖母が支援することとなる。
- ▶ 学校からの要請で学校とSSWが祖母宅を訪問、状況を確認し、Bが就職し収入が安定するまではBを支援していく意向が祖母にあることを確認した。学校、県教委、児相、市福祉部局とでケース会議を実施。就職の同意等については学校から引き続き、両親に働きかけを行いつつ、学校、ハローワーク、市福祉部局と情報共有し、Bの背景を考慮した対応をとる必要があることを確認した。また、Bを支える祖母へのサポート、虐待が懸念されるBの弟・妹への見守りを市福祉部局に依頼した。
- ➤ 最終的には、父親が就職の同意等に協力し、Bの就職が内定した。Bの妹については、不登校傾向であり、 学校、市教委、市福祉部局で対応している。

平成30年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集、平成30年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集より抜粋編集

4. おわりに

子供たちが抱える問題は近年複雑化・深刻化しており、問題の解消を一つの関係機関だけでは図ることができないケースが増えている。学校自体が「チーム学校」として組織的に対応しつつ、様々な関係機関と連携して対処することが極めて重要になっている。各地域において深い相互理解に基づくしっかりとした「協働」を期待したい。

●行政説明皿(

【国立青少年教育振興機構の報告】 「子供の頃の体験から育まれる『社会を生き抜く力』」

青山 鉄兵(青少年教育研究センター副センター長)

1. 国立青少年教育振興機構について

(1) 取組の概要について

当機構は、青少年教育のナショナルセンターとして「体験活動を通した青少年の自立」を目指して全国に28の教育拠点を有している(本事業の会場である国立オリンピック記念青少年総合センター、青少年交流の家・青少年自然の家)。各施設では、学校や各団体に対して研修目的の達成に向けた教育的指導・助言や活動プログラムを提供するといった研修支援のほか、幼児や課題を抱える青少年を支援する事業をはじめとする様々な教育事業を実施しており、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供している。また、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の促進等に取り組むために、全国的な研修やフォーラムの実施、体験活動や読書活動に関する助成事業(子どもゆめ基金)、青少年教育に関する調査研究を実施している。

今回は、当機構が実施した調査の一つを報告する。調査研究のデータ及び報告書は当機構のホームページで公開しており、各施設の利用とともに、是非、子供たちの支援に活用願いたい。また、国立オリンピック記念青少年総合センター内にある青少年教育情報センターでは、青少年に関する資料の公開などを行っている。

(2) キーワードは「体験」

マッチがすれない子供や木登りができない子供が増加していることや、多種多様な人との触れ合い、 自然体験やボランティア活動などが減少していることが各調査で明らかになっている。さらに、この 子供の頃の体験が、大人になってからの様々な資質・能力に関係があるという結果が多く出ている。 また以前は、普段の生活の中で自然と様々な体験ができる環境があったと考えられるが、現在は、安 全面や体験ができる環境の有無により、体験自体がしにくい環境になっている。このため、学校教育 現場でも体験が大事だと言われるようになり、ボランティア活動や家庭でのお手伝い、「遊び」を大 事にするなど、意図的に体験を提供するようなプログラムが盛んになっている現状がある。

しかし、不登校児童生徒や児童虐待が見られる家庭等の子供たちは、基本的生活習慣や一般的に体験するような生活体験ができないこともあるため、体験できる子供とできない子供に体験の差ができてしまうという懸念もある。当機構では、そのような情勢の中で実際に意図的に体験を提供することにどのような意味があるかも調査している。

2. 子供の頃の体験がはぐくむ力とその効果に関する調査研究について

(1) 調査概要

本調査は平成30年3月に発表した当機構が実施した調査研究の結果であり、平成28年10月に全国の20代~60代の男女5,000人を対象にウェブ調査を実施した。また、調査対象者の抽出条件は、平成22年国勢調査を参考に、以下のとおりとした。

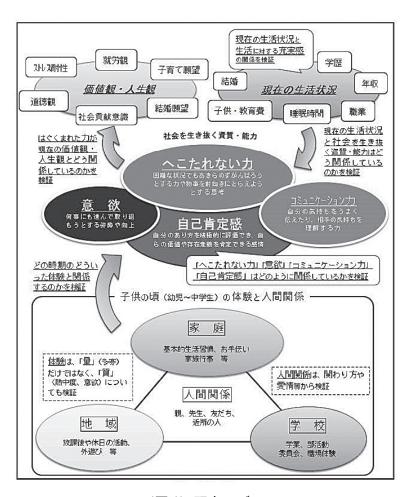
- ・性別、年齢ごとに、回答者の既婚者・未婚者の割合が実社会の構成比と大幅に異ならないように配 慮。
- ・性別、年齢ごとに、回答者の就労・未就労の割合が実社会の構成比と大幅に異ならないように配慮。
- ・回答者の居住する地域ブロックが実社会の構成比と大幅に異ならないように配慮。
- ・回答者の居住する都市規模が実社会の構成比と大幅に異ならないように配慮。都市規模の分類は、 平成28年4月1日時点での各市区町村の人口に応じて、「指定都市及び特別区」、「人口20万人 以上の市」、「人口20万人未満の市及び町村」とした。

調査項目、分析方法については本報告では割愛するが、本調査研究の報告書に掲載している。

(2) 研究モデル

社会を生き抜く資質・能力について、失敗を恐れて挑戦をしない子供や打たれ弱い若者の増加が懸 念されるなか、これからの時代、様々な人とかかわりながら、何事にも意欲的に取り組む姿勢をもち、 多少の困難や逆境があってもへこたれず前向きに生きていける力を身につけた大人を育てていくこと が大切である。また、こうした力の源になるのは、自己の存在や価値を肯定的に評価できる自己肯定 感だと考える。このような観点から、当機構が過去に実施した調査研究で子供の頃の体験との関係を 明らかにした「意欲」、「コミュニケーション力」、「自己肯定感」に加え、「へこたれない力」の4つを、 社会を生き抜くために必要な資質・能力と位置づけて本研究を行った。

また、子供の頃の体験の量と質について、従来の調査研究では、子供の頃の体験の量(多寡)と現 在の意識や資質・能力との関係について検証してきたが、本研究では、子供の頃の体験を幅広く捉え、 体験の質(熱中度、意欲、愛情)にも注目し、量と質の両面から子供の頃の体験がもたらす効果につ いて検証した。(図1)



(図1) 研究モデル

3. 調査結果概要

- (1) 社会を生き抜く資質・能力をはぐくむ子供の頃の体験
- ①家庭・地域・学校における体験とへこたれない力の関係
 - ○子供の頃、家族行事やお手伝い、友だちとの外遊び、学校での委員会活動や部活動をよくして いた人はへこたれない力が高い。
 - ○子供の頃、家族との愛情・絆が強かった人、遊びの熱中度や学習意欲が高かった人はへこたれない力が高い。

家庭、地域(放課後や休日)、学校における体験の多寡とへこたれない力との関係をみると、子供の頃、家庭で「基本的生活習慣」「お手伝い」「家族行事」、地域で「公園や広場で友だちと外遊びをしたこと」「友だちの家や自宅で友だちと室内遊びをしたこと」「スポーツクラブや少年団で活動したこと」「文化系の習い事に通ったこと」、学校で「児童会・生徒会の役員」「体育祭や文化祭の実行委員」「部活動の部長や役員」「運動系部活動で活動したこと」を経験したことがある人(「多群」「何度もある」等)ほど、へこたれない力が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。

また、家庭、地域(放課後や休日)、学校における体験の質とへこたれない力の関係をみると、子供の頃、「家族との愛情・絆」が強かった人(「強群」)や、「遊びの熱中度」「学習意欲」が高かった人(「高群」)ほど、へこたれない力が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。なお、この傾向は、「意欲」、「コミュニケーション力」、「自己肯定感」においても、当てはまることが分かった。

②子供の頃の人間関係とへこたれない力の関係

○子供の頃、親や先生、近所の人とのかかわりが多かった人はへこたれない力が高い。

子供の頃の人間関係とへこたれない力との関係をみると、親との関係では「親に社会のルールやマナーについてしつけられたこと」「親と人生や将来について話をしたこと」、先生との関係では「先生に褒められたこと」「先生に悩みを聞いてもらったり、相談に乗ってもらったこと」、近所の人との関係では「近所の人に褒められたこと」「近所の人に遊んでもらったり、教えてもらったこと」が「何度もある」と答えた人ほど、へこたれない力が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。

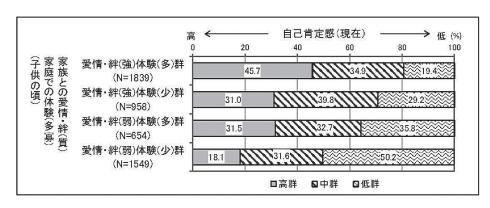
(2) 子供の頃の体験の質・多寡と社会を生き抜く資質・能力の関係

○子供の頃、お手伝いや家族行事といった体験が多く、家族との愛情や絆を強く感じていた人や、 外遊びを多くし、遊びに熱中していた人はへこたれない力が高い。

家庭や地域(放課後や休日)における体験の質と多寡をもとに回答者を4つの群に分類し、自己肯定感との関係について検証を行った。

①家族との愛情・絆(質)・家庭での体験(多寡)と自己肯定感の関係

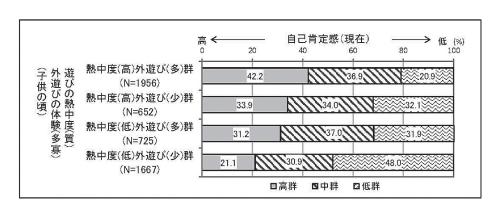
子供の頃、家族との愛情・絆が強く、家庭での体験(基本的生活習慣、お手伝い、家族行事)が多かった人(「愛情・絆(強)体験(多)群」)は、他の群に比べ、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が高く、「愛情・絆(弱)体験(少)群」と比較すると約2.5倍の差がみられた。(図2)



(図2) 家族との愛情・絆(質) 家庭での体験(多寡)と自己肯定感との関係

②遊びの熱中度(質)・外遊び(多寡)と自己肯定感の関係

子供の頃、遊びの熱中度が高く、外遊び(集団での外遊び、自然の中での遊び等)が多かった人(「熱中度(高)外遊び(多)群」)は、他の群に比べ、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が高く、「熱中度(低)体験(少)群」と比較すると2倍の差がみられた。(図3)

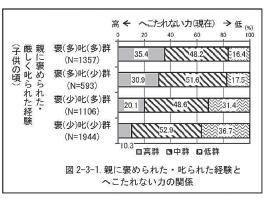


(図3)遊びの熱中度(質)外遊び(多寡)と自己肯定感の関係

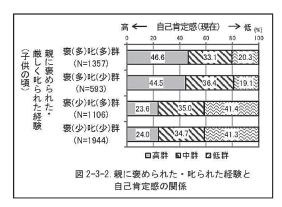
(3) 子供の頃に褒められた・叱られた経験と社会を生き抜く資質・能力の関係

○周りの大人から褒められたり、叱られた経験が多かった人はへこたれない力が高い。

子供の頃、親や先生、近所の人に褒められた・叱られた(注意された)経験の多寡をもとに回答者を4つの群に分類し、自己肯定感やへこたれない力との関係を検証した。その結果、子供の頃、親や先生、近所の人に褒められた経験が多かった人(「褒(多)叱(多)群」、「褒(多)叱(少)群」)は、褒められた経験が少なかった人(「褒(少)叱(多)群」、「褒(少)叱(少)群」)に比べ、へこたれない力や自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。(図4、5)



(図 4) 親に褒められた・叱られた経験と へこたれない力の関係



(図5) 親に褒められた・叱られた経験と 自己肯定感の関係

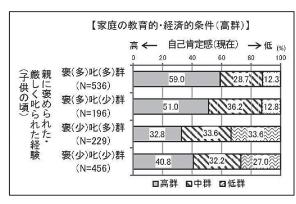
(4) 家庭の教育的・経済的条件別にみた子供の頃の体験と自己肯定感の関係

○子供の頃、家庭の教育的・経済的条件に恵まれなかった人でも、親や近所の人から褒められた 経験が多かった人や、家族でスポーツしたり自然の中で遊んだこと、友だちと外遊びをしたこ とが多かった人は自己肯定感が高い。

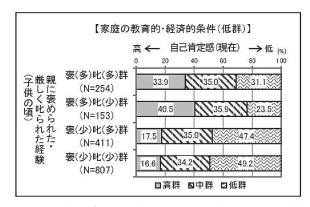
子供の頃の家庭の教育的・経済的条件別に、親や先生、近所の人に褒められた・厳しく叱られた(注意された)経験、家族でスポーツしたり自然の中で遊んだりしたこと、公園や広場で友だちと外遊びをしたことと自己肯定感の関係について検証した。

①褒められた・叱られた経験と自己肯定感の関係

【家庭の教育的・経済的条件(高群)】をみると、親や先生、近所の人に褒められた・厳しく叱られた(注意された)経験がともに多かった人(「褒(多)叱(多)群」)は、他の群に比べ、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。一方、【家庭の教育的・経済的条件(低群)】では、褒められた経験が多く、厳しく叱られた(注意された)経験が少なかった人(「褒(多)叱(少)群」)のほうが、他の群に比べ、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が高くなる傾向がみられた。(図6、7)



(図 6) 【家庭の教育的・経済的条件(高群)】 における親に褒められた・叱られた 経験と自己肯定感の関係



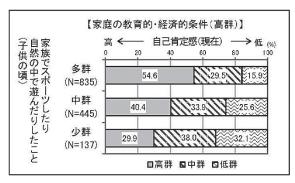
(図7)【家庭の教育的・経済的条件(低群)】 における親に褒められた・叱られた 経験と自己肯定感の関係

②家族でスポーツしたり自然の中で遊んだりしたことと自己肯定感の関係

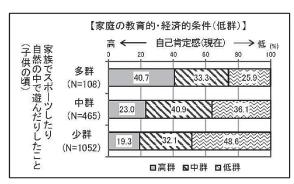
子供の頃の家庭の教育的・経済的条件に関わらず、家族でスポーツしたり自然の中で遊んだりした

ことの経験が多かった人(「多群」) ほど、自己肯定感が高い人(「高群」) の割合が高くなる傾向がみられた。

なお、自己肯定感の「高群」の割合を家庭の教育的・経済的条件で比較すると、【家庭の教育的・経済的条件(低群)】の家族でスポーツしたり自然の中で遊んだりしたことの「多群」は、【家庭の教育的・経済的条件(高群)】の家族でスポーツしたり自然の中で遊んだりしたことの「少群」「中群」より、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が上回っていた。(図8、9)



(図8)【家庭の教育的・経済的条件(高群)】 における家族でスポーツしたり自然 の中で遊んだことと自己肯定感の関係

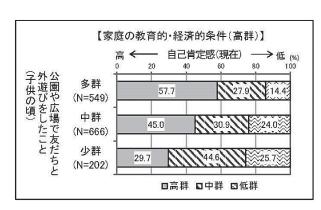


(図9)【家庭の教育的・経済的条件(低群)】 における家族でスポーツしたり自然 の中で遊んだことと自己肯定感の関係

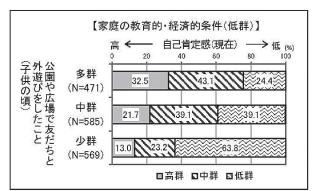
③公園や広場で友だちと外遊びをしたことと自己肯定感の関係

家庭の教育的・経済的条件に関わらず、公園や広場で友だちと外遊びをしたことの経験が多かった 人(「多群」) ほど、自己肯定感が高い人(「高群」) の割合が高くなる傾向がみられた。

なお、自己肯定感の「高群」の割合を家庭の教育的・経済的条件で比較すると、【家庭の教育的・経済的条件(低群)】の公園や広場で友だちと外遊びをしたことの「多群」は、【家庭の教育的・経済的条件(高群)】の公園や広場で友だちと外遊びをしたことの「少群」より、自己肯定感が高い人(「高群」)の割合が上回っていた。(図 10、11)



(図 10)【家庭の教育的・経済的条件(高群)】 における公園や広場で友だちと外遊び をしたことと自己肯定感の関係



(図 11)【家庭の教育的・経済的条件(低群)】 における公園や広場で友だちと外遊び をしたことと自己肯定感の関

4、まとめ

子供の頃の家庭環境が、教育的・経済的にみて好条件の子供とそうでない子供、また体験の機会が多くある子供と少ない子供等、子供によって様々だが、その中で体験ができる環境を整えていくことが、色々な課題を持った青少年にとって意味があるのではないだろうか。そのような環境整備や、意図的な体験プログラムの提供を行うことが、当機構の大きな課題であると考える。

第1分科会

【児童虐待】

「子どもの虐待対応における子どもの安全づくりのための家族との協働 ~当事者へのインタビューから学ぶ~」

鈴木 浩之

(立正大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授)

1. はじめに

厚生労働省の調査によると児童相談所への児童虐待相談対応件数は2018年度には約16万件となっており、3年前と比べて1.5倍と急増している。また、児童虐待により年間約65名(2018年度)もの子どもの命が失われている。近年、国内において児童虐待に関する大きな事件が発生しており、2019年1月に千葉県野田市で発生した当時10歳の女児が父親から暴行を受けて死亡した事件や前年3月に東京都目黒区で発生した当時5歳の女児が両親から暴行を受け亡くなった事件などは記憶にも新しいところである。これを受け、厚生労働省では児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が決定され、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化や相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋が示された。

児童相談所は体制の強化とともに様々な権限が付与されてきており、子どもの安全を守る機関としての責任がますます大きくなってきているといえる。本分科会では、報告者が児童相談所で行った児童虐待に伴い職権で一時保護された家族へのインタビューの結果をもとに、子どもの一時保護の実態やその中で当事者家族の体験、児童相談所と協働していくプロセスについて「折り合い」という概念を紹介し、説明する。さらに、そこから見えてくる児童相談所が行う指導や新しい実践モデルへの期待、その一つである「サインズ・オブ・セーフティ」について解説する。

2. 「一時保護」とは

一時保護とは児童相談所の行政権限として裁判所の令状なく子どもを保護できる制度であり、厚生労働省が示す「子ども虐待対応の手引き」によると、その目的は単に子どもの生命の危険回避にとどまらず、現在の環境におくことが、子どものウェルビーイング(子どもの権利の尊重・自己実現)にとって明らかに看過できないと判断されるときに子どもの生命の安全を確保することである。虐待が疑われる事例の場合、緊急かつ組織的な対応が求められる。一時保護の期間は保護者の不安を緩和するとともに、子どもとその保護者を引き離すという強制力を伴う措置を行う際に人権に配慮する必要があることから、原則として2か月と定められているが、必要に応じて期間の延長をすることが可能である。(保護者が一時保護不同意の場合で2か月を超える場合は家庭裁判所の承認が必要)

一時保護の解消に向けて児童相談所を中心とした専門家が子どもの安全確保を目指し取り組むが、最も重要なことは保護者をはじめとする家族が主体者となって子どもの安全づくりに取り組むことが必要不可欠であると考える。このような観点から、実際に児童相談所の職権により強制的に一時保護を受けた保護者の意見や実態を伺うことを目的にインタビュー調査を実施した。次頁の枠内の記述はこの一部を抜粋したものである。

一時保護を体験した家族へのインタビュー結果

Q 率直に児童相談所の介入について教えてください

<自由を奪われる体験>

●関わりたくなかった。なんていうんですかね、自由にできなくなってしまったというのが本当にあると思います。私は(普通に)できなくなってしまった。(一般の人たちのようにはもう)できなくなってしまった (20 代母 A)

<不安・不快感・怒り・理不尽>

● (一時保護を告げられ)理不尽だなあと思った。私たちみたいな弱い人は何もできないからどうしようもない(20 代母 B)

Q それでも、児童相談所の介入を受け入れたのはどんなことからですか

<どうしようもできない>

●公的には決まり、だからどうにもならない。あきらめるしかない。裁判をしても意味を持ちませんよ、といわれて、それを現実として受け止めたから。 (20 代母 B)

Q 児童相談所の何を変えてほしいか

<担当者との信頼関係>

- ●連携は後になってよくなってきた。(最初は)ミーティングもなかった。明確な目標があればあるほど、こっちのモヂベーションも高くなる。信頼関係もできる。(40代父)
- ●土日になったらつながらない。まあ、忙しいのは私だけを見ているってわけではない(からなのはわかる、であるなら)一人ではなく、何人かわかっている人を作ってほしい(20 代母 A)

<保護された理由がわからない>

- ●一番最初に何で子どもを預かるのか、そのつかみをしっかりとやってもらえれば、僕らみたいな思いをしなくてすむ。(40代父) <情報提供の少なさ>
 - ●児相としての情報提供の少なさ。 (20 代母 A)

Q 困難を乗り切るために役に立ったこと

<子どもへの愛情、子どもと会えたこと>

●子どもと面会ができたこと。子どもが元気でよかったなあ、と思った。(もし、面会ができなかったら)何もできない、生活できない、毎日悲しみに明け暮れ、泣いていた。(20 代母 B)

Q 何が児相との関係を作ったのか

<担当者の態度>

●担当者が冷静で話しやすかった。彼は誠実な人。彼が子どもの将来を誠実に考えてくれた。 (20 代母 B)

Q 児童相談所の介入のよかった点(あればでよいのですが・・・)

<意識の変化>

●意識が変わった。緊張感を持てた。刺激になった。より、安全にしようと思った。 (20 代母 B)

Q 家族は主体者であったか

<主体者としてのとりくみ>

- ●(安全プランを家族で作ってくださいといわれたことについて)自分で考えるきっかけになった。あれは良いアイディアだと思う。 人から言われたのではなく、児相から言われたのではなく自分で考えられたことがよかった。(20 代母 B)
- ●自分で取り組んでいるという感じ(最初はやらされているという感覚だったと思うけれど・・・)自分でやっていると思った(20 代 母 B)

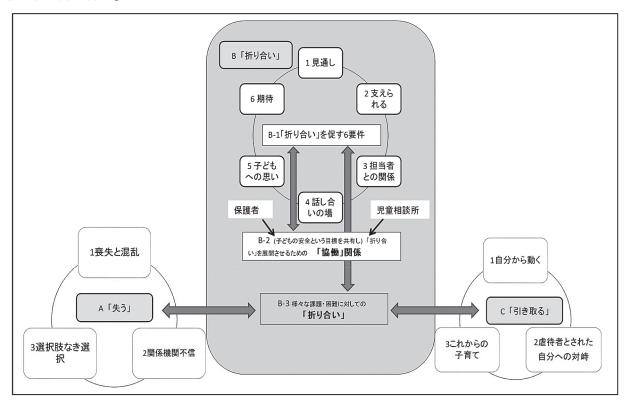
インタビュー調査の結果を分析すると、児童相談所の介入があった家族には、子どもを一時保護されるという困難な現実を乗り越え、児童相談所と協働しようとする際には共通のプロセスとこれを実現する要件があることが明らかになってきた。保護者が困難な現実に対処していく体験を概念化していくと「折り合い」という言葉(コンセプト)が創出された。

3.「折り合い」のプロセスと要件

「折り合い」とは、「児童相談所の介入があった家族が、不本意な一時保護に伴い生じる喪失感と様々な感情及び関係機関への不信を抱き、児童相談所等と対峙する局面を経験しつつ、さらに、虐待者とされた自己に対する疑念と、子育てアイデンティティーの混乱を抱えながらも、児童相談所との『協

働』関係が進む中で、子どもを引き取るという現実的な課題や目標を実現するために保護者自身が受け入れ難い現実に調和していくプロセス」とした。この「折り合い」が生じる要件として図1に示す6つがあると考えられる。

(図1)「折り合い」のプロセス



①見通し

何をどのようにすれば子どもが帰ってくることができるのかという見通し。また、これに関する情報を得ること。

②支えられる

家族、親族、友人・知人に支えられるという体験。

③担当者との関係

児童相談所担当者との関係のこと。単に一人の担当者との関係ではなく関係者全員との関係。

④話し合いの場

児童相談所と対立関係にあっても、話し合いの場が設定され継続されているということ。

⑤子どもへの思い

一時保護をされたという経験の中で、子どもはどう思っているのか、今回のこのことは子どもにとってどういう意味があるのかという捉え直し。

6希望

子どもが帰ってくる希望や、子どもとやり直せるという希望。

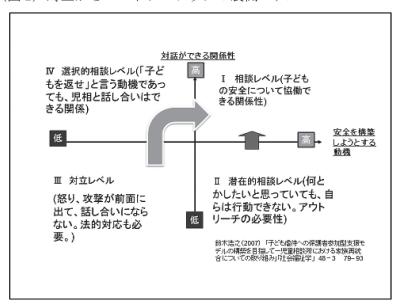
4. 児童相談所が行う指導について

児童虐待が発生した際に児童相談所が行う指導についてはこれまで次のような段階をたどってきたと考える。第一段階は虐待の恐れのある保護者や家族に虐待を告知しないまま子どもの課題等に注目し、子どもの課題への対応など代替的に相談を展開する相談関係優先アプローチである。第二段階は社会的要請を受け、家族支援を置き去りに子どもの安全を最優先に保護する安全優先型アプローチである。第三段階は児童相談所による家庭に対する指導を行う(が、家庭の主体性はない)再統合指導

アプローチである。第四段階は家族が主体となり家族再統合等の取組に参画するといった主体性・当事者性構成アプローチである。本分科会ではこの一例として「サインズ・オブ・セーフティ」について説明する。さらに、今後は第五段階としてニュージーランド由来である、専門職が限られた場面でしか関わらない、家族が自分たちで子どもの生活する環境を考えていくというファミリーグループカンファレンスの可能性も検討していく必要がある。

児童虐待対応時の児童相談所の課題として、虐待対応の専門家が一方的に家族を見立て、良かれと判断し指導・支援のプログラムを立案・実行するという父権主義(パターナリズム)に陥りやすいということがある。父権主義は専門職主導のルール、マニュアルを増やす傾向になりがちであり、ときに家族を無力化させ、さらに専門職を虐待対応の迷宮に誘い、専門職を疲弊させてしまう可能性がある。父権主義は状況に合わせて使う場面とバランスを考慮することが重要となる。

児童相談所の介入を受けた家族では、特に介入後序盤は対立構造が発生しやすく、これを子どもの安全の構築に向けて対話ができる関係性に変換していかなければならない。このモデルを図2に示しており、全く対話が成立しない対立レベルから、一部反発はありながらも話し合いは可能な選択的相談レベルを経て、子どもの安全について協働できる相談レベルへ展開する流れを構築しなければならない。



(図2) 対立からパートナーシップの展開モデル

5. 新しい実践モデル「サインズ・オブ・セーフティ」について

「サインズ・オブ・セーフティ」は当事者(子どもとその養育者)の意見や考え、家族自身が持っている強さ、資源(リソース)に焦点を当て、当事者と専門職が協働することによって、家族自身が主体者となって安全を構築していくことを支援するアプローチである。ここでいうセーフティ(安全)とは、「家族とソーシャルネットワークの人たちのストレングスが子どもを守ると言う形で示され、それがある一定期間続くことが示された状態」と定義している。「サインズ・オブ・セーフティ」の目的は、子どもの安全・安心の構築であり、支援者は常に安全について問いかけ、質問を重ね続けるものである。複雑困難なケースも支援者同士がよりよい実践について、教えて合うことを通じて「サインズ・オブ・セーフティ」の文化が生まれ、進化していくと考える。図3に「サインズ・オブ・セーフティ」の考えを示した家族向けリーフレットである。

(図3) パンフレット「子どもの安全づくりのみちすじ」

このリーフレットを読まれている方は、もしか したらお子さんと離れた生活を送ることになっ たことを不本意に感じておられるのかもしれま せん。

そして、一日でも早くお子さんを引き取るためにはどんなことをすればよいのか早く知りたいと思っているかもしれません。

このリーフレットはご家族がこれから何をすれば、家族の希望に近づいていくのかをまとめたものです。

私たちがお願いしたいのは、ただひとつ、子 どもの安全を守る仕組みを作っていただきたい、 ということです。そのために・・・

① 安全のための地図を描く(マッピング)

ホワイトボードを前にして、家族と児童相談 所職員(最初から参加できるのであれば、親族、 友人、子どもなど)が話し合います。ホワイトボ ードに織の線を二本引いて、三つのスペースを



作ります。一番左側は心配なこと、買ん中はすでにできていること、古側はこれからできると良いことです。このことによって、今起きている問題や課題が続いてしまったとしたら子どもの将来にどんな心配なことが

起きるのかを参加者全員で共有します。そして、 これに対して、子どもの安全のゴール、つまり、 子どもの安全が守られている具体的な状態を共 有します。そして、この状態を参考にして、安 全のものさしを作り、ミーティングの度に今は いくつかを共有していきます。

まとめられた地図は皆さんにお渡しします。

② 子どもが行うこと

私たちは、常に子どもの思いが大切にされて いることを願います。

子どもに児童相談所職員が面接し、三つの家 (スリーハウス)を書いてもらいます。三つの家 は、心配の家、安心の家、夢・希望の家です。 これを、子どもに許可を取って全員にみてもら います。

最初の 「安全の ための地 図作り」 場面で見



てもらえるかもしれません。

③ 安全を守ることを手伝ってくれる方(セーフ ティーパーソン)を紹介してください

これは、公的機関の人ではなく、親族、友人、 知人などです。今回の出来事を伝えて、子ども の安全づくりに協力してくれる方です。

多くの方は、そんな頼れる人がいたらとっく に相談している、と言いますが、ここは是非探 しだしていただきたいと思います。もう、既に おられる方は安全のための地図作りから参加していただいていると思います。

④ 安全づくりの行程表の作成

おおよそ、ここまで進んでくると、家庭引取りまでの行程、その後の児童相談所とのかかわりが終わるまでの安全づくりの行程を共有できるようになってくると思います。

⑤ 子どもとの面会・交流

行程表に基づき子どもとの面会が実現したな

らば、そこ で行ってほ しいことは、 これまでの



からの生活について「言葉と絵」という方法で 子どもに説明してもらうことです。このときに は、是非、安全を守ることを手伝ってくれる方 全員に参加してもらって進めたいと思います。

⑥ 安全プランの作成

ご家族と安全を守ることを手伝ってくれる人で、安全プランを作ってもらいます。これまで多くの人に作ってもらいましたが、最初は、「もう、叩かない、 怒鳴らない、一人にしない」という誓約者のようになってしまうことが多いようです。私たちがお願いしたいのは、万が一今回のようなことが起きそうになったときに、

安全を守ることに協力してくれる人だちと再び 同じことが起きないようにするための回避かい ひ)策です。多くの人が作ってくれたサンプルも ありますので、職員と協力して作り上げましょ う。

⑦子ども版安全プランの作成

安全ブランが完成したら、家族と安全を守る ことを手伝ってくれる人同席で、子どもに安全 づくりの方法を覚で行った「言葉と絵」の方法 を使って説明してもらいます。

②安全プランの稼動テスト

安全プランが実際に子どもの安全を守る仕組 みになっているか帰宅訓練などを行って確認し、 必要な修正、メンテナンスを行っていきます。

②安全プランの完成と家庭引き取り

安全プランの完成版ができたならば、安全を 守ることを手伝ってくれる人たち全員に配布し ます。安全プランが、誰の目から見ても大丈夫 と思えたら家庭引取りになります。

⑩モニターと定期的なミーティングの実施

家庭引き取り後も安全を守ることを手伝って くれる人だろ全員と定期的にミーティングを行 い、安全プランの核動状況を確認し、必要なメ ンテナンスを行います。家庭訪問等も定期的に 行われます。また、安全プランの核動状況を日 詰として記録していただき、みんなで共有する 場合もあります。

①児童相談所のかかわりの終了

児苗相級所は一定期間(家族によって違いますが、6ヶ月が最低限の目安です)安全ブランの 検動状況が確認できれば、安全ブランを家族と 安全を守ることを手伝ってくれる人たちに引き 総ぎ、総結とします。もちろん、これ以降も任 悪の相談は引き続き行うことができます。

ご家族の事情は全て異なります。ここに紹介したものは、標準的なプロセスでありこの通りに 進まない場合もあります。しかし、時間はかかっても道筋は同じです。

文字がいっぱいでしたが、最後まで読んでくださりありがとうございます。



担当者_

連絡先 046-828-7050

子どもの安全づくりのみちすじ

~私たちがご家族と取り組みたいこと~



神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

6. おわりに

子どもを児童虐待から守るには、また子どもの安全を確保するためには関係家族がいかに主体者となれるかが重要である。家族が主体者となるためには児童相談所をはじめとする関係機関の支援の在り方に影響を受けることから、父権主義を脱却し、児童相談所と保護者、家族、子どもが協働していくための、前述した「折り合い」を実践する要件を含んだ新しい支援の実践モデルが求められる。実践例の1つとして本分科会では「サインズ・オブ・セーフティ」について紹介したが、これに限らず様々な方法を講じることでテーマとなっている児童虐待、さらには虐待による悲惨な事件が発生しないよう関係者が協働していくことが求められる。

【分科会】

1. グループワーク

参加者が抱える課題についてグループ毎に協議を行った。

参加者の協議内容(●)及び講師からのフィードバック(○)

- 情報共有の壁を感じている。市町村によって情報共有のしやすさが異なる。関係機関と連携したく様々な情報を得ようとするがスムーズに進行しない。市区町村によっては警察が窓口になり調整している場合もあるとのこと。協働には欠かせない情報共有、何か良い手立てや方策はないものか。
- 情報共有は児童虐待対応をする上で欠かせないものである。要保護児童対策地域協議会の中で情報共有ができるが、いかに速やかにその仕組みに則り、NPO などの外部機関も含めて情報共有するかということがポイントとなる。しかし、要保護児童対策地域協議会の中に NPO を入れることに消極的になったりすることなど、情報が途切れてしまうケースもあり、課題として残っている。
- 家族が主体者になるためにはセーフティーパーソンを発見することが重要であることは理解しているが、どのように発見したらいいか。虐待をする家庭の構成員には精神的な疾患を伴っている場合が多いため、セーフティーパーソンを発見することは困難である。
- セーフティーパーソンの発見は確かに容易ではないかもしれない。例えば面談の中で「セーフティサークル」というものを活用して発見する方法がある。子どもと保護者に別々に一時保護等の介入を認知いている人物や認知を許容できる人物を聴取する。聴取した情報から親子の意見のズレを洗い出しそこから見出される人物、例えば子どもの祖父母にあたる人物が良き支援者になったりするケースがある。または、子どもを取り巻く環境に関するマトリックス図(携帯電話に保存されている連絡先や年賀状等の交換をしている者など)を作成し、セーフティーパーソンを発見する方法もある。
- 発達段階が少し進んだ子ども、例えば中学生の虐待支援の方法について話題となった。中学生ともなると家庭へのアプローチが困難になったり、虐待が原因で子どもが問題行動等を起こし、学校等が問題行動の方に注目してしまい、本来課題となっている虐待の問題がないがしろにされたりするケースなどの対応の難しさがある。
- 発達段階があがると、虐待が家庭の状況等の背景により生じた問題が、子どもの非行や問題行動、心的外傷等の二次的な問題に注目が移ってしまう場合が多い。これらの二次的な問題の原因は虐待によるトラウマや愛着の問題、そのような行動に関する養護性のある家庭で育った場合の誤学習などが考えられ、二次的な問題の原因がこのような背景である場合には、その背景に対してアプローチをする支援をしていかなければならない。

しかし、現実には相談機関だけでの対応が難しく、公的機関以外にも NPO や弁護士など関係機関がネットワークを築き、幅広い体制で支援していくことが重要である。

3. 講師まとめ

今回紹介した「サインズ・オブ・セーフティ」の実践モデルは家族を主体者とした取組事例である。 様々な実践例にあたり、実践に触れることで理解を深めることが必要である。

また、児童虐待をめぐる問題に取り組むための連携には、まず職場内の連携や情報共有が重要である。現在、児童相談所の最前線で勤務する職員の大半が採用から $2 \sim 3$ 年目の職員が圧倒的に多い状況である。支援者にゆとりがあることはとても重要だが、厚生労働省が児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策で示した 2022 年までに児童福祉司増員となってもこのゆとりが確保できるとは想定できない。現在日本はイギリスと比較すると 10 分の 1 の職員で虐待対応していることも指摘されている。上記体制が整備されたとしても十分な体制とは言えない。今後さらに国の制度が見直されることで、連携による協働がなされていくことと考えている。

今回は多職種の関係者で協議し、これが相互理解につながり、さらには相互尊重につながったと考えている。今回の学びや収穫を現場に持ち帰り、多職種連携の大切さを共有し、現場の中で生かしていっていただきたい。

第2分科会

【不登校】

「不登校支援における行政との協働と連携 ~公設民営『フリースペースえん』の取り組みを中心に~」

西野 博之 (認定NPO法人フリースペースたまりば理事長)

1. はじめに

令和元年 10 月、文部科学省は、「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」において、全国の不登校児童生徒数(小中学生)を 16 万 4,528 人と発表した。全国公立中学生の 27 人に 1 人が不登校といえる。

ひきこもりについては、内閣府の調査によると、15歳から39歳で54万人(2016年9月 内閣府)、40歳から64歳で61万人(2019年3月 内閣府)と、全国で100万人を超えると言われており、併せて「8050問題」にみるような長期化・高齢化が問題となっている。

特に子どもたちを取り巻く環境として、「貧困」と「過干渉」に二極化する家庭環境が挙げられる。 近年、貧困に伴う格差は一気に加速している一方で、少子化とともに過干渉の親が増加し、「正しい親」 であろうと、子どもたちを追い詰めてしまっている。これが、子どもの「問題行動」を生み出す要因 の1つであると考える。

「認定 NPO 法人フリースペースたまりば」は、不登校児童生徒やひきこもり傾向にある若者たち、さまざまな障がいのある人たちと共に地域で育ちあう場づくりを担っている。

本分科会では特に、公設民営型フリースペース「川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん」の 取り組みを、行政(川崎市)との協働・連携事例という視点で紹介する。

2. 「認定 NPO 法人フリースペースたまりば」の概要

1991年に設立。不登校児童生徒やひきこもり傾向にある若者たち、さまざまな障がいのある人たちと共に地域で育ちあう場づくりを目的としている。

事業内容は次のとおりである。

- ①川崎市子ども夢パーク・フリースペースえんの運営
- ②高津区在住で、生活保護家庭・ひとり親家庭の中学生を対象とした「学習支援・居場所づくり」 事業
- ③市内3か所の児童相談所で大学生と子ども・若者のマッチングおよびグループ活動 (ふれあい心の友)
- ④川崎若者就労自立支援センター「ブリュッケ」の運営 (生活保護受給の15歳から29歳までのひきこもり支援)

3. 「川崎市子どもの権利に関する条例」の策定

川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」を策定している。その策定の際、西野講師は川崎市教育委員会職員からの依頼を受け、調査研究委員会の世話人として関わった。策定にあたっては、200回という会議や集会を開き、行政職員・市民・子どもが一緒になり、2年間をかけて話し合いを重ねた。「子どもを権利の主体である一人の人間として尊重しよう」「子どもと大人は社会を構成するパートナーである」という考えのもとに、策定している。

条例の中では、子どもに保障される権利の内容を次の7つにまとめている。

- 1 安心して生きる権利
- 2 ありのままの自分でいる権利

- 3 自分を守り守られる権利
- 4 自分を豊かにし、力づけられる権利
- 5 自分で決める権利
- 6 参加する権利
- 7 ひとりひとりの必要に応じて支援を受ける権利

4. 「子ども夢パーク」・「フリースペースえん」の設立まで

「子ども夢パーク」及び「フリースペースえん」は、川崎市子ども権利条例第 27 条の具現化を目指した青少年教育施設である。

<参考>「川崎市子どもの権利に関する条例(一部抜粋)」

(2000年12月制定、2001年4月施行)

第27条 子どもの居場所

子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、もしくは活動すること、または安心して人間関係をつくりあうことができる場所(以下、「居場所という」)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

計画にあたっては、「どんな施設をつくってほしいか」や、「どんな施設はつくられては迷惑か」など、不登校児童生徒や親の声を集め、行政・教育委員会との会議を重ねた。

そのヒアリングやアンケートをもとに報告書を作成し、「川崎市子ども夢パークにおける不登校児童生徒に関する協議会(不登校協議会)」を設置した。2001年11月から、本協議会を施設オープンまでに11回開催し、オープン後も開催をした。

<参考>「川崎市子ども夢パークにおける不登校児童生徒に関する協議会(不登校協議会)」構成メンバー

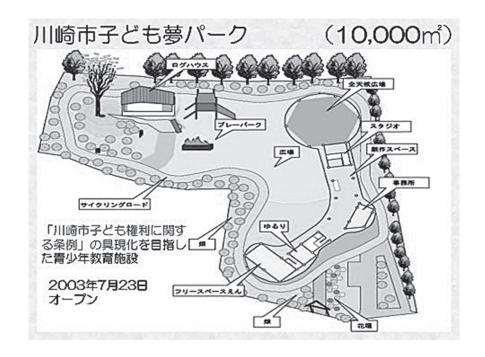
- 教育委員会学校教育部指導課
- 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
- ·教育委員会総務部人権·共生教育担当
- ・教育委員会総合教育センター
- ・市民局子どもの権利担当
- ・フリースペースたまりば

■構成メンバー

所管は生涯学習推進課であることがポイントである。「いつでも、どこでも、だれでも学べる学校教育以外での学習権の保障」、「学校教育にこだわらない生活からの学び」という社会教育の視点で取り組まれた。これは、今から20年近く前の日本社会において、今の国の施策の先駆けであったと言える。当時の学校教育部指導課長の発言にも「学校に行かないことも選択肢として認知するということは、あらためて子どもの最善の利益に立つという考え方で、その根っこには子どもの権利条例がある。つまり、学校に行けないで苦しんでいる子どもを学校教育の縛りから解放し、いたるところが学びの場だという考え方である。それを川崎として認める必要がある」とあり、つまり、学校復帰にこだわらない、不登校児童生徒のための学校外の居場所・学び場をつくろう、という取り組みであった。

5. 「子ども夢パーク」・「フリースペースえん」の開設

2003年7月23日、「川崎市子ども夢パーク」がオープンした。



オープン時は「フリースペースえん」については、「NPO法人フリースペースたまりば」がその運営を受託していた。現在は、同法人が、川崎市生涯学習財団と共同運営事業体を結成し、指定管理者として、「フリースペースえん」を含む「子ども夢パーク」全体を管理・運営している。

「フリースペースえん」は、会員登録制であり、2020年1月7日現在の在籍者数は、小学生48人、中学生33人、高校生(と同年齢)32人の計113人であり、この他に、18歳以上が37人登録している。また、年齢・国籍・障がいの有無・非行傾向等に関わらず、誰もが通うことができる。利用料は無料であり、昼食代250円が必要経費として発生する。昼食は子どもと一緒に作って食べており、毎日30~40人くらいで食卓を囲んでいる。

プログラムは押し付けになるようなカリキュラムを持たず、「すべき」より「したい」というおもいが大事にされ、自分で決めることになっている。また、「何もしない」ことも保障している。

選択できる講座や、個別学習支援(定時制・通信制高校に通う子どもたちの無料学習サポート)や 自然体験活動等、各種イベントを開催している。

■選択できる各種講座(自由参加)

サイエンスミニシアター (科学実験とものづくり)、演劇講座、ジャンベをたたこう (アフリカの太鼓)、フォルクローレを演奏しよう、ケーナ講座、ダンス、ボイストレーニング、アート、アッコのパクパクパックン (お菓子づくり)、イタリアンパスタ講座、歌講座、シリーズいのち、染めもの講座、シリーズ「生きざまに学ぶ」、「ともに生きる」(SDGs 環境・人権問題を考え、学ぶワークショップ)「言葉と文字の教室」、茶道・着付け、ヘアカット講座など多数

- ■自然体験活動 ・野外体験合宿 (夏の八丈島キャンプ、冬の米沢スキー合宿など)
- ■各種イベント(フェスティバル・ライブ・講演会など)の開催
- ■不登校・ひきこもりや非行・いじめなどで悩む本人や家族等の相談・援助活動
- ■親の会(偶数月)・20歳以上の夜の若者の会「えん会」(奇数月)の開催

冒険遊び場 (プレーパーク) について

放課後の子どもたちの遊び場であるプレーパークが「フリースペースえん」と同じ敷地内にあ

る。不登校児童生徒の居場所と放課後の子どもたちの遊び場が同一場所にあり、共に過ごすことができることが特徴の1つである。

今日の子どもたちは、周囲の大人から「危ないからやめなさい」や「ケガしたら誰が責任とるんだ」と活動を制限されてしまうため、やってみたいことに挑戦できない状況にある。「自分で責任とるから禁止にしないで」という子どもの声に応えて作られたのが本施設である。

子どもが活動する上で怪我は発生するものだが、怪我を通して子どもたちは生きる力や危険を 予知して避ける力を身につけていく。道具づくりも修理も自分たちで行い、安心して失敗できる 環境を用意することで、子どもが遊びと暮らしの主体を取り戻していくことになるだろう。

6. 不登校の理解と対応

学校に行かない理由は子ども自身もわからない場合が多く、このことに多くの支援者が気づかず、「原因を潰していけば不登校がなくなるのではないか」と勘違いしている。大半の場合に様々な理由が複合的に混ざり合っている。子どもの様子として、お腹が痛い、頭が痛い、音声チック、まばたきや咳払いが多い、首や手が同じ動きをしている、手ばかり洗っている、強迫神経症状が出ているなど、体に反応が出ている場合は、脳が「学校に行ったら楽しいぞ、勉強できるぞ、友達と遊べるぞ」と指令を出したところで、その指令どおりには向かえない。そんなときは、体の声を聴き、休むしか方法はない。

「フリースペースえん」では、発達障害、知的障害、精神障害、身体障害など、どのような障害の子も受け入れるインクルーシブな場をつくっている。子どもたちは同質同年齢の中で競争させられると、元気が出ないが、異年齢、異質が混ざると、元気になる。発達障害のある子どもたちは、しばしば「困った子」だと言われるが、実際は「困っている子」だと考える。多様な個性を持った子どもに適応できず、「学校不適応児」と周囲に勝手にラベリングされることなどは、学校教育の課題であると考える。例えば、夢パークの広い敷地で走り回れるような環境を用意すれば、学校で問題児だと言われる多動の子も好きなだけ走り回れることができる。好きなところにペンキで色を塗ってよいと言われ、好きなところに色を塗る。このようにその子の強いところ、得意なところに光を当ててあげることが重要である。

子ども自身が「生きているだけでオーケー」、「不登校はだめじゃない」と感じられるよう、また後になって、「あの時間は自分にとって意味がある時間だった」と思えるように支援することが、その後、社会に出ることをスムーズにさせてくれることにつながっていく。求められるものは「このまま学校に行かないと、将来大変なことになる」というような叱咤激励ではなく、「だいじょうぶ」のタネをまくことである。

文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」には、「不登校とは、(中略) その行為を『問題行動』と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるにも重要であり、・・・」と示されているが、この考え方を重要事項として、より広く現場に普及していかなければいけない。また、教育機会確保法第13条には、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援について謳われている。ありとあらゆる社会資源を使って、学校以外でも不登校の子どもたちの支援することが、各自治体に求められている。

7. その他の公民連携・協働事業

- 神奈川県学校・フリースクール等連携協議会(2006年2月設置)
 - → 県教育委員会と県内フリースクールの連携仕組みづくり
- 県や市の教育委員会とフリースクールが協働し、県内各地区で「不登校相談会」「進路情報説明会」を開催
- 県教育委員会と協働で、不登校の理解のための小中学校の教員向けのパンフレットを作成

- 川崎市教育委員会の呼びかけで、川崎市不登校対策連携会議に参加している。
- 川崎市は生活保護・就学援助を受けている家庭の子どもに対し、フリースペースまでの交通費 (小学校 年12万円 中学校16万円)、体験合宿費を年額上限4万円まで補助
- 神奈川県青少年サポート課と協働で、「フリ・フリ・フェスタ」を開催
 - → 県内のフリースクール・フリースペースが集うフェスティバルを、県青少年サポート課が 事務局となって開催。フリースクールの説明や出店、不登校やひきこもりに関するシンポ ジウムや演奏会等の開催。
- 県教育委員会から NPO への 1 年間の教員派遣。

8. まとめ

民間は、行政機関が手を付けられない範囲だけを取り上げて、攻撃的に行政を叩いてしまうことがある。これでは、よいものを生まない。この地域の課題は何なのかと行政機関と語りながら、一緒に考える必要がある。行政の担当者が短期間(3年程度)で異動になってしまっても諦めてはならない。粘り強く、共に学び、何のために事業をやるのか、誰のための支援なのかについて確認し合うことで、そこから必要な施策へと結びついてくると実感している。

【分科会】

1. グループワーク

グループ毎に、意見交換をしたいテーマ、協議したいテーマを定め、話し合い、発表した。

2. 参加者の協議内容(●)及び講師からのフィードバック(○)

- それぞれの立場でリーチしやすい対象が違い、ひとつの立場では解決できない課題も、「協働というキーワードを通すことによって、ようやくリーチできる課題もある。今までなかった受け皿も、協働によって対応することも必要と確認した。
- それぞれの立場で子どもの思いを受けとめられるアンテナが立った大人たちが近くにいて、そ ういった大人が子どもの周りに広がっていくとよい。
- フリースペースに行けていない子どもたちに対して、協働によってどうアプローチできるか、 という話をした。解決策は簡単には出ないが、家庭と学校へのアプローチや、例えば「保護者が どうすれば外に向かって発信してくれるだろう」と話し合った。
- まずは、家庭が安全で安心な場になる、ということが基本になる。ところが家庭によっては、これが実現しない場合もある。親は「不登校の親」として責められるが、親自身が何らかの疾患や障害を持っている場合、一生懸命子どものために取り組んでいても、周囲からは「やっぱり親があれだからね」と見られると非常に苦しい立場にある。このような家族を丸ごと地域で支え、排除せず、孤立させないことを私たちがどこまでできるかということが問われている。
- 民間でも、「えん」のようなフリースペースができればよいと思うが、資金面、人手の面でハードルがある。
- 子どもの居場所立ち上げ後に、経営が続けられないなどの大人の都合でやめることは子どもを裏切ることになる。施設のミッション及びこれを可能にする運営基盤という2本の柱がどちらも欠けてはならない。営利に傾き、本来対象であるはずの子どもを見ていないということも起きる。「えん」のケースでは、開設時に川崎市が用意した事業費は年間1,800万円である。その時の「えん」のスタッフ6名の人件費を考えると公務員の給与との格差は大きい。№0では年収200万程度で生活をしていかなければいけない人たちが多くいる。継続して働いていけるような経済的な

運営基盤をどのようにつくり上げるかということが課題である。

- 課題として、学校内で先生方の理解が進んでいないこと、学校外につながったとしても支援が得られないことがあること、児童養護施設では15歳を超えると、高校に行かなければ支援が途切れてしまうため学校を勧めざるを得ないこと、家族間で両親と祖父母の意思疎通がうまく図られていないために支援がひとつの方向を向かないこと、など様々な課題が挙げられた。
- 児童養護施設では、高校をやめると措置解除になってしまう。このような問題は広く共有したい。総合的に協働をさらに広げ、一人一人の権利に根差した取り組みを広めていかなければいけないと思う。
- 切れ目のない支援の必要性をテーマに協議し、小学校に上がる前の情報も、しっかりと小学校に伝えられるようになるとよいと確認をした。
- 個人情報として、必要な情報の共有が制限され、みんなで支え合うことができづらくなっている。地域のなかで、なんらかの方法で情報が共有され、支え合えるとよい。様々な人が育ち合い、街に様々な人たちが一緒に豊かに住める環境づくりを考えることが、これからのまちづくりだろうと感じている。

3. おわりに

子どもの権利条例策定の際、施行1カ月前に市民報告集会を開いた。私たち策定に関わった委員が、報告をしようとしていたところに、条例づくりに参加した子どもたちが壇上にあがって、マイクをとり、話した言葉が以下である。

「まず大人が幸せにいてください。大人が幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。大人が幸せでないと子どもに虐待とか体罰が起きます。条例に子どもは愛情を持って育まれるとありますが、まず家庭や学校、地域の中で大人が幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で安心して生きることができます。」

私たちが、まちづくりや、子育て、協働・連携を考えるとき、大人同士が仲良く幸せでいられているのか、家庭の中に苦しい状況をつくっていないか、問われていると考える。

第3分科会

【SNS問題】

「子どもたちのネットリスクにどう協働で対応するか ─ 『気をつけなさい』を超えたリスク・クライシスマネジメント─」

塩田 真吾

(静岡大学教育学部 准教授)

1. はじめに

インターネットやアプリなどは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものである。 しかし SNS でのコミュニケーションなどは、誹謗中傷やいじめの原因になったり、事件や犯罪に巻き 込まれるきっかけになったりしていることも事実であり、子どもたちが被害者だけではなく、加害者 になるケースもある。これからの時代を生きる子どもたちにとって、情報モラルを含む情報活用能力 は不可欠である。

2. 情報モラル教育について

情報モラルとは、情報社会で適性に活動するための基となる考え方や態度のことを言い、新学習指導要領の中でも情報モラルを含む情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力であることが示されている。そのような中で子どもが実際に SNS をめぐるトラブルに合わないように、また合ってしまった場合にどのような指導をしていくかが重要となる。

3. SNS をめぐる主なトラブルについて

SNS をめぐる主なトラブルについて、静岡大学教育学部塩田研究室の研究によると大きく(図1)の8つに分類される。

(図1) SNS をめぐるトラブル

1 悪口・いじり



グループトークでのいじりや無視、短文の意味の取り違いによるケンカ

② 不適切情報 の発信



悪ふざけの写真やデマの書き込みなどの SNS での発信による 炎 h

3 不適切サイト の閲覧



性的描写や暴力表現など青少年 にふさわしくないサイトを見 て、過度な影響を受ける

4 著作権の 侵害



無許可の映像や音楽のアップ ロードや、違法と知りながらの 音楽や映像のダウンロード

5 知らない人との出会い



SNS で知らない人から会うことを 求められたり(誘い出し)、自分 の画像を送ることを求められる

6 高額課金



たくさんのお金を使って、ゲー ムのアイテムなどを購入してし まう

7 長時間利用



ゲームや動画、SNS の使い過ぎ で体をこわす

8 不正なアプリのインストール



不正なアプリのインストールに よる個人情報の流出や遠隔操作 による被害

特に小・中学生に多いトラブルを3つ挙げると、1つ目は「コミュニケーション」に関するトラブルが挙げられる。図1の①に近いが、特に小学校高学年から中学生のスマートフォンの持ち始めの時期には、このトラブルが多くなってくる。

2つ目は、「個人情報」に関するトラブルである。特に中学生では、友達の写真や自宅の写真など、写真でのコミュニケーションが増えてくるため、こういった情報を無断で公開することによるトラブルなども増えてくる。このことが、図1④著作権の侵害や⑤知らない人との出会いなどのトラブルにもつながるため注意が必要である。

3つ目は、「使いすぎ」に関するトラブルである。図1の⑦長時間利用、⑧不正なアプリのインストールに該当し、子どもたちの中でも非常に多いトラブルとなっており、重点的に指導をしていく必要がある。

4. 情報モラル教育における課題

子どもたちの抱える SNS に関するトラブルに対して、学校現場がどのように指導をしていくかが重要であるが、現状の指導方法としては、大きく「トラブル事例を伝える」と「ルール作りを推奨する」というパターンに分けられることが多い。今回は、この2つのパターンの課題について考えていく。

(1) トラブル事例を伝える

リスク教育全体に言えることなのだが、例えば交通安全教室など、リスク教育の定番となっているのは、トラブル事例を見せることにより、恐怖心を促し指導をする方法である。しかし、この指導方法には2つの課題がある。1つ目は、恐怖心を促すという指導は、短期的な効果は期待できるが、長期的に効果が持続しないということ、2つ目は、極端な事例を見せ、怖がらせれば怖がらせるほど、それは自分には起きえないことだろうと認知してしまう(問題を自分のこととして自覚していない)ことが挙げられる。これを「楽観バイアス」と言う。つまり、子どもたちが、ネット問題を自分のこととして「自覚」することが出来るかどうかが指導の鍵となる。

これに関連して、静岡大学教育学部塩田研究室では、LINE株式会社と共同研究を行い、「トラブル事例を伝える」という情報モラル教育ではなく、子どもたちに「自覚」を促すことを目的とした教材の開発を行った。この教材は、「嫌なことってなんだろう」、「不適切な写真ってなんだろう」ということを、カード型の教材(図 2)を使って他者と比較しながら考えさせるものである。例えば、「あなたとみんなのイヤなこと」というワークでは、

- ①すぐに返信がない
- ②なかなか会話が終わらない
- ③知らないところで自分の話題が出ている
- ④話をしているときにケータイ・スマホをさわっている
- ⑤自分が一緒に写っている写真を公開される

という5枚のカードを嫌な順に並べ替えて、グループで共有し議論する。実際にワークを行うと、「自分は『話をしているときにケータイ・スマホをさわっている』が一番嫌だったが、あの人は全然気にならないんだな」という声が上がり、お互いの嫌という感覚には"ずれ"があり、このような場合にトラブルが起きやすいということを学ぶことができる。こうした方法を「カード分類比較法」と呼び、自分と他者との感じ方の"ずれ"を、カード教材を通して考えさせ議論させることにより、子どもたちにトラブルを自分のこととして自覚させることができると考えている。「不適切な写真とは何か」「使い過ぎとはどのような状態か」を、カード分類比較法を用いて他者と比較・議論することにより、自分も不適切な写真を公開していないか、自分も使い過ぎていないかという自覚を促すことが期待できる。

(図2) 静岡大学×LINE 共同研究 ワークショップ「楽しいコミュニケーションを考えよう!」

Shizuoka University

(2) ルールづくりを推奨する

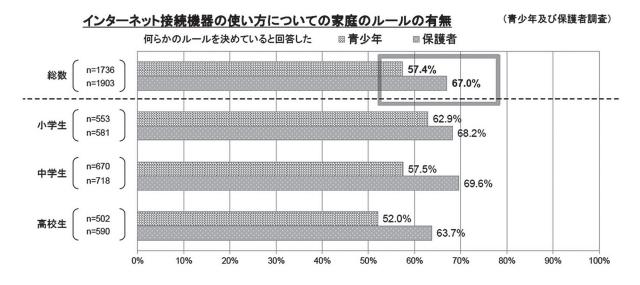
子どもに何かトラブルが起こった際に、学校や家庭でルールをつくることはよく有効と言われるが、 そもそもなぜルールづくりが必要なのかを考える必要がある。ルールには、いくつかの機能があるが、 その中から重要事項と考えられる3つを以下のようにまとめた。

- ① 「やってはいけないこと」及び「やっていいこと」の明文化による共有
- ② 正当な言い訳機能
- ③ 罰則を与える際の根拠

また、学校や家庭で SNS に関するルールづくりを行うと「夜遅くには連絡をしない」、「ネットで友達の悪口を書かない」、「ネットで相手の嫌がることをしない」、「不適切な写真をアップしない」、「ネットを使いすぎない」などが設定されがちだが、このようなルールは曖昧なもので、「スローガン」に近いものである。「カード分類比較法」で取り上げた嫌なことの"ずれ"と同じく、「夜遅く」や「使い過ぎ」等の認知は、人によって"ずれ"が生じやすい。この"ずれ"がトラブルへとつながっていく。つまり、ルールづくりにおいては、この曖昧さを議論していくことが大きなポイントとなってくる。また、内閣府が報告した「インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無」(図3)のデータを見ると、子どもと保護者の間には、ルールにおける認識の"ずれ"があることも分かる。ルールをつくったうえでもう1つ課題となるのが、「ルールをつくっても本当に守ることが出来るのか」ということである。保護者に対する調査の中で例えば「スマホは10時まで」というルールがあり、何度も子どもが破ってしまったらどう指導するかという回答に対し、7割弱程度の方が「怒って取り上げる」と答えた。これは他律的行為であり、子どもの自律を促すうえでは好ましくないだろう。子どもの自律を育てていくためには、例えば「ゲームは1日1時間まで」というルールを決めた際に、通常はそれをただ守らせようとするだろうが、そうではなく、そのルールを破りそうになるシチュエーションをたくさん挙げさせる。それをもとに、どのようにすればルールを破らなくなるかを

考えさせることが重要である。例として、終わりの時間の10分前に蛍の光のような終わりを連想させるような音楽をかけたり、1日1時間の区切りではなく、17時~18時のように時間で区切る方法などが考えられる。

(図3) インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無



5. まとめ

SNS 問題においては、通常大人が子どもに対して指導をしていくことが 1 つのモデルとなるが、大人よりも子どもの方が SNS に詳しい場合があるという点が課題となっている。大人が子どもに指導する際に、知識が無いからと臆さずに、SNS 問題の本質にはコミュニケーションの"ずれ"が影響しているということを確実に伝えていくことが重要である。

【分科会】

【グループワーク(事例検討)】

各グループで進行役を決定し、まずは各々の職場等で抱えている課題について共有する。その後は 各課題のうち1つについて議論し、その後全体で共有をした。

【参加者の協議内容】

Aグループ

高校に勤務している方のお話で、発達障害や鬱病のある生徒が、ネット依存になり学校にも足が向かず、昼夜逆転となっている。また、中学生の妹も同じような状況であり、どのようにアプローチすればよいかを議論した。

Bグループ

新学習指導要領では、情報活用能力について、情報モラルも含んでおり、その上で「カード分類比較法」などは授業で活用できるのではないかと思う。そのような中で、発達障害を抱えている子どもたちに対するアプローチについて議論をした。

Cグループ

SNS での誹謗中傷の書き込みについて議論し、それぞれの機関がどのように関わっていくかという 点においては、学校と警察での相談など一般的な対策は考えることはできるが、誰が書き込みしたの かが特定されないままで被害者にアプローチすることは難しいという話が挙がった。

Dグループ

現在、SNS がないとコミュニケーションが取れない時代となっている。そのような中では、保育園などの早い時期からスマートフォン等の適切な使用方法について教えていく必要があるのではという意見が出た。また、友達関係の中でコミュニケーション中に相手からの要求等を断りたいが、断ると自分が仲間外れになるというような状況で、どのような形で上手く断ることができるのかということを議論した。

Eグループ

SNS を通じた児童ポルノや児童買春などの福祉犯被害と言われるものについての話題が挙がり、その中でも子どもと保護者の中で意識にギャップがあることなどを議論した。

Fグループ

主に中学校において SNS におけるトラブルが起こった場合に、課題に対してどのように対応していくべきか、どのように協働していくことができるかについて議論した。

Gグループ

SNS における子どもと親に意識の差があり、どのように対応していくことができるか。また、居場所のない子どもが SNS を心のよりどころとしている現状があり、どのようにしてうまくコミュニケーションを取り、子どもの居場所を確保してあげられるかなどを議論した。

Hグループ

SNS の使い方や失敗した際の再発防止についてどのように対応していくことが出来るかを議論した。

I グループ

SNS 問題における情報を子どもたちにより周知するための方法や児童養護施設の子どもが施設外でそのような被害にあわないように地域や団体組織とどのように連携していくことができるかを議論した。

Jグループ

最近のアプリの多様化に大人が追い付いていない現状や子どもたちにいかに当事者意識を持っても らうか、そして保護者に対してもどのような指導ができるかを議論した。

K グループ

オンライン上の子どものケンカやいじめに対して、どのように親が介入していけばよいのか、ダイレクトメッセージにおける私的要求に対してどのように関わることができるのかなどを議論した。

【協議内容に対しての講師のフィードバック】

- ・SNS のコミュニケーション中に、相手からの要求等を上手く断るためには、ルール作りの中でも話をした正当な言い訳が必要となってくる。子どもたちの中で、このような状況が起きた際に、どのような対応ができるかを考えさせるクライシスマネジメントも1つの対応だろう。
- ・協議では、保護者に対してどのように対応すればよいかという意見が多く出ている。これに対しては、3つの指導方針がある。1つ目は、保護者に対して様々な機会で情報提供をしていく方法、2つ目は、学校への携帯などの持ち込みに対して、誓約書などのルールをつくる方法、3つ目は、SNSに対する対応策を検討する保護者会等に来ない保護者に対しては、一旦アプローチをやめ、保護者会に参加をする保護者同士で、課題に対するある程度の対応策を考えておき、子どもから保護者へその決定した対応策を伝播させるという方法も有効である。
- ・悪意を持って接してくる人に対してどのように対応するかについては、自分が悪意を持つ側に立って考えてみるという方法が1つ考えられる。自分が相手の立場になって考えることでその対応策も見えてくる。
- ・情報モラルに関する研修等が単発となってしまう問題については、いかに継続させることができる かが重要である。その中で非常に興味深い取組として、例えば、「数学の授業の中でゲームアプリ

のガチャの確率を扱う」、「英語の授業の中で Google 翻訳を取り入れる」など、様々な教科に情報 モラルのトピックスを取り入れて指導をしている中学校などもあった。

【分科会のまとめ】

SNS におけるトラブルについては、その問題をただ伝えるのではなく、子どもたち自身が問題を認識し、当事者であることを「自覚」することが重要である。

今後は情報技術の進展とともに情報モラルも変わっていく。それに伴いどういう力が子どもたちに は必要となってくるのかを見据えながら、今何を教えていくべきかということを考えていただきたい。

第4分科会

【発達障害】

「自立を目指した発達障害児者支援~他機関との協働を通して~」

梅田 真理 (宮城学院女子大学教育学部教育学科 教授)

1. はじめに

2005年4月に「乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援」を目的として発達障害者支援法が施行された。また、2007年4月にすべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくことを目的として、特別支援教育が学校教育法に位置づけられた。そこで、特別支援教育の考え方を基に発達障害のある子どもの自立を目指した協働の在り方について講述していく。

2. 共生社会と特別支援教育について

文部科学省は、共生社会を「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、共生社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である」としている。また特別支援教育を「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」としており、共生社会の実現のために、インクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育を推進している。

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とした教育であり、共生社会の形成のための大切な考え方である。

特別支援教育は障害者のためだけの教育ではなく、支援を必要としている各個人の状況や環境に合わせた教育のことである。障害者と直接関わらない支援者からは関係がないと捉えられがちであるが、例えば先に述べた「自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」ことは全ての子どもに行うべきことであり、障害の有無に関わらず大切な教育の視点である。

3. 発達障害について

発達障害とは、2005年4月に施行された発達障害者支援法によると「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

「ICD-10 精神および行動の障害」(WHO による国際疾病分類) によると、発達障害とは様々な障害の総称(図1)であり、一人一人の子どもに合わせた支援を複数の機関と協働して検討していく必要がある。そのためにも、それぞれの子どもに合った支援方法があることを理解し、必要な力を身に付けられるよう関わっていくことが大切である。

また、現代社会において発達障害の理解が深まってきているが、怠けやわがままと捉えられることも多い。発達障害は脳の機能障害であるが、成長の過程で気づかれる障害であり判断が難しいことをしっかり理解する必要がある。

ICD-10による発達障害

80-F89 心理的発達の障害

- F80 会話及び言語の特異的発達障害
 - 。 F80.0 特異的会話構音障害
 - 。 F80. 1 表出性言語障害
 - 。 F80. 2 受容性言語障害
 - F80.3 てんかんを伴う後天性失語(症)[ランドウ・クレフナー症候群]
- 。 F80.8 その他の会話及び言語の発達障害
- 。 F80.9 会話及び言語の発達障害、詳細不明
- F81 学習能力の特異的発達障害
 - 。 F81.0 特異的読字障害
 - 。 F81.1 特異的書字障害
 - 。 F81.2 算数能力の特異的障害
 - 。 F81.3 学習能力の混合性障害
 - 。 F81.8 その他の学習能力発達障害
 - 。 F81.9 学習能力発達障害、詳細不明
- F82 運動機能の特異的発達障害
- F83 混合性特異的発達障害
- F84 広汎性発達障害
- 。 F84. 0 自閉症
- 。 F84. 1 非定型白閉症
- 。 F84.2 レット症候群
- 。 F84.3 その他の小児<児童>期崩壊性障害
- 。 F84. 4 知的障害 〈精神遅滞〉と常同運動に関連した過動性障害
- F84.5 アスペルガー症候群
- 。 F84.8 その他の広汎性発達障害
- 。 F84.9 広汎性発達障害、詳細不明
- F88 その他の心理的発達障害
- F89 詳細不明の心理的発達障害

F90-F98 小児 < 児童 > 期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

- F90 多動性障害
- F90.0 活動性及び注意の障害
- F90.1 多動性行為隨害
- F90.8 その他の多動性障害 F90.9 多動性障害、詳細不明
- F91 行為障害
- F91.0 家庭限局性行為障害
- F91.1 非社会化型<グループ化されない>行為障害
- F91.2 社会化型<グループ化された>行為障害
- F91. 3 反抗挑戰性障害
- F91.8 その他の行為障害
 F91.9 行為障害、詳細不明
- F92 行為及び情緒の混合性障害
- F92.0 抑うつ性行為障害 F92.8 その他の行為及び結結の混合性障害
- F92.9 行為及び情緒の混合性障害、詳細不明
- F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害 ◆ F93.0 小児<児童>期の分離不安障害
- F93.1 小児<児童>期の恐怖症性不安障害
- F93.2 小児<児童>期の社交不安障害
- ▶ F93.3 同胞抗争障害
- ▶ F93.8 その他の小児<児童>期の情緒障害
- F93.9 小児<児童>期の情緒障害、詳細不明
- F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
- F94.0 選択(性)かん<級>黙
- F94.1 小児<児童>期の反応性愛着障害
- ▶ F94.2 小児<児童>期の脱抑制性愛着障害
- F94.8 その他の小児<児童>期の社会的機能の障害
- F94.9 小児<児童>期の社会的機能の障害、詳細不明
- F95 チック障害
- 一過性チック障害
- F95.1 慢性運動性又は音声性チック障害
- F95.2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害[ドゥラトゥーレット症候群]
- F95.8 その他のチック障害
- F95.9 チック障害、詳細不明
- F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
- F98.0 非器質性遺尿(症)
- F98.1 非器質性遺糞(症)
- F98.2 乳幼児期及び小児<児童>期の哺育障害
- F98.3 乳幼児期及び小児<児童>期の異食(症)
- F98.4 常同性運動障害
- F98.5 吃音症
- F98.6 早□<乱雑>言語症
- ▶ F98.8 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
 ▶ F98.9 小児<児童>期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

こんなにたくさんの障害の総称です。

4. ライフステージにあった支援

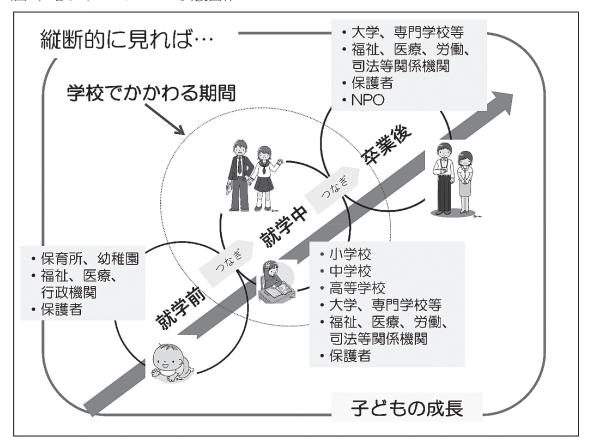
(1) ライフステージを意識した支援

発達障害のある子どもに対して、ライフステージを意識して支援していくことは大変重要である。 就学中のみではなく、子ども自身が自身の能力を正しく理解でき、社会に出たときにその能力を活 かすことができるような支援の体制を整える必要がある。そのためには、幼児期から得意なことを認 め、苦手なことをカバーする方法を身に付けることができるよう支援していくことが大切である。ま た、各ステージでの支援内容は次のステージへ引き継ぐことが重要である(図2)。

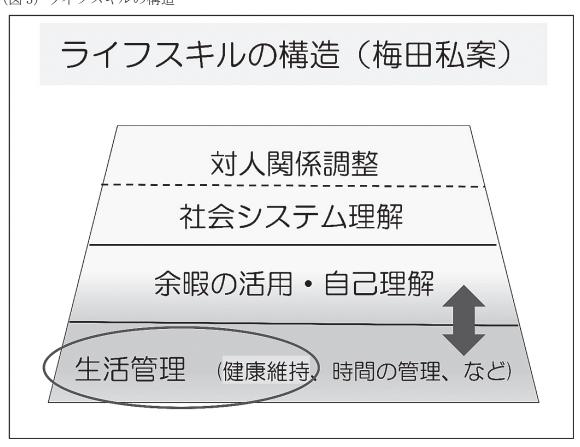
ライフステージに着目したときに社会に出た後のことを考え、ライフスキルを身に付けるための支 援も必要となる。ライフスキルとは「不特定多数の人からなる一般社会の中で、適切な対人関係、社 会参加、自己確立、自立を達成するための必要スキル」(小貫:2009*)である。これによれば、ラ イフスキルは、「①社会システム理解」「②対人関係調整」「③生活管理」「④自己理解」「⑤余暇活用」 の5つに分類することができる。それを社会生活での必要性を考慮して表したものが図3である。こ れらのライフスキルを幼児期から育み、自立に向けた土台を作ることが必要である。特に「③生活管 理」は重要である。なぜなら、規則正しい生活習慣や身だしなみを整えることなど、自分自身の生活 のリズムを作ることといった生活の基本が身に付いていなければ、社会生活そのものが成り立たなく なるためである。また、生活管理の中の健康の維持とは、自分自身の体調を把握した上で必要に応じ て病院に行くことができ、処方された薬を所定の期間飲むことができるということである。これは健 康で社会生活を送るための必須の力である。発達障害のある子どもが、自分自身の生活リズムを作り、 社会の成り立ちを知り、正しい自己理解の上で、自分の得意とすることを知るといった状況を目指し た支援を行う必要がある。

※小貫 悟 (2009): LD・ADHD 高機能自閉症へのライフスキルトレーニング。日本文化科学社

(図2) 各ライフステージの支援団体



(図3) ライフスキルの構造



(2) ライフステージを意識した協働

発達障害のある子どもにとって、学校教育段階を終えると学校教諭のような身近な支援者がいなくなるケースが大多数を占める。そのためにも、発達障害のある子どもやその家族が身近な支援機関や支援者の存在を知り、繋がっておく必要がある。

発達障害支援の他機関との協働において注意が必要なことは、教育関係者や医療関係者が関わるため、専門用語や支援方法などで異なる部分が出てくることである。支援する子どもがよりよく生き、自己実現していくためにどういった支援方法があるのかを関連機関全体で検討し、すり合わせることと、お互いの考え方を理解しようとする姿勢は忘れてはならない。

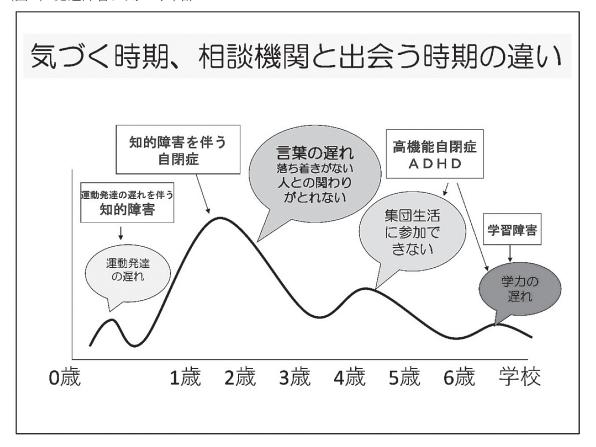
5. 特性に応じた支援

発達障害の1つの特徴としては、健常者と発達障害の区別がどこからか分かりづらいことである。脳の機能障害により、「不注意・集中困難」「学業不振・学習遅進」「自信意欲の欠如」「興味関心の偏り」といった特性が現れるものである。「無理解」「放任」「不適切な関わり」「過剰な叱責」「他の子どものからかい」「集団からの疎外」などの環境要因は、発達障害の直接的な原因にはなることはないが、子どもの発達には大きな影響を及ぼす。環境が整わない状況下では本来の特性ではない「不登校」や「不安」「不眠」「意欲の低下」などの二次障害が起きる可能性がある。この二次障害を起こさないためにも環境を整える必要がある。例えば自閉症がある引きこもりの子どもの場合、個人の特性である自閉症にアプローチし対応するべきであるが、引きこもりの原因になった環境要因へのアプローチが先行してしまい、解決しないまま支援担当者が異動しまうといった場合もある。このようなケースに陥らないためにも環境調整は重要である。

発達障害のもう1つの特徴は、現代の医学的な検査では発達障害の有無を診断できないところにある。乳幼児期の成長の様子と現在の知能検査の結果および現在の本人の様子で診断する。また、個々によって気付く時期は異なるため、発見の時期を一概に断定することはできない。そのため発達障害に気付かないままであることも多い。支援する側は他の子どもとの比較ができるため、それぞれの発達段階で遅れ等に気付くこともあるが、身近にいる保護者が気付くためには時間がかかることが多い(図 4)。各自治体で 5 歳児検診を取り入れているのは、発達障害のある子どもの早期発見を目的としているためでもある。

早期発見後の保護者の支援にも力を入れていく必要がある。保護者の気持ちの整理がつくまで、様々な機関が発達障害のある子どもの成長を第一に考え、情報を共有し多方面から根気強く説明を行っていくことが、その後の支援をより円滑に進めることにつながる。

(図4) 発達障害に気づく年齢



6. おわりに

発達障害支援は、教育だけでなく医療や福祉、母子保健など、多くの視点が必要とされるためそれぞれの機関の協働が必要とされる。他機関と協働・連携に必要なこととして、①支援の方向性が共有されている、②情報の疎通性がよい、③お互いの立場を理解し、軌道修正していくことができる、④(他機関と協働・連携の)積み重ねの上に成り立つ、⑤(個別の状況に応じた支援が必要なので)形から入るものではない、⑥対等な関係である、といった6つが挙げられる。発達障害のある子どもが、自立に向けて頑張っていこうと思える支援を行い、社会に出たときに孤立しないように、援助を求める力も身に付けさせる必要がある。発達障害がある子ども、発達障害に限らず障害がある、疑われる子どもに気付いた際には、早期に関係機関と連携し必要な支援や進路決定に向けた選択肢の準備をすることが重要である。いずれ自分が支援の輪から抜けることを意識しながら、次の支援者にうまくバトンタッチしていけるように常に意識しておくことが大切である。

【分科会】

1. グループワーク

講師が用意した3つの事例を基に、「①誰が」「②いつ」「③どことつながればよかったのか」の3つの視点を協議した。その後、協議内容や講師への質問を共有した。

- (事例1) 家庭内暴力のあったアスペルガー症候群(疑い)の青年のケース
- (事例2) 自閉症と診断は受けていたものの支援はなく精神科への入院に至った青年のケース
- (事例3) 高校入試に失敗した後引きこもりになり暴力行為等で警察が頻繁に関わることとなったケース

2. 参加者の協議内容

- ・事例 1、2、3の共通点として、どの事例も小学校のときにつまずきが見られているため、小学校の 教師や保護者が早期に気づいて関わっていたらよかったのかもしれない。例えば、いじめられてい る様子や、学校の登校渋り、教室ではなく保健室に行く回数の増加などを家庭と共有しながら、家 庭と連携して関わっていたら、もしかしたら未然に防げたケースかもしれない。
- ・支援を必要とする児童生徒にとって適切な支援ができる機関、必要とする支援内容の判断を誰がするのかを決めるのは難しいと感じる。支援を必要とする児童生徒の近くにいる学校教員やソーシャルワーカー、養護教諭、医療機関が判断する必要があるかもしれない。または保護者や地域の人の可能性もある。様々な機関が協働し考えて、必要な支援につなげていくことが重要だと感じる。
- ・幼稚園・小学校・中学校までは、発達障害のある子どもの支援計画を引き継ぐことも多いが中学校 から高等学校への進学の際に、支援計画を引き継ぐシステムが構築されていないと感じる。また、 保護者も高等学校に説明や相談をすることが少なく、支援の流れが切れてしまう。社会に出ること を考えたとき、高等学校の時期の支援は重要であるため、中学校と高等学校の結びつきを強める必 要がある。
- ・子どもに発達障害の可能性があり支援が必要と気づくのは、日常の中で身近にいる保護者と学校教 員が多いと考える。しかしながら、学校教員が気づき保護者に伝えた際、発達障害であることを保 護者自身が受け入れることは容易ではない。支援を必要とする発達障害のある子どものためにも、 日ごろの生活の中から保護者と密に連絡を取りあい、信頼関係を築くことが発達障害のある子ども に対する支援の第一歩であると感じる。

3. 講師まとめ

今回の事例は、全て保護者の気付きがなかった事例である。

また、どの事例も保護者は学校への相談を行っていない。保護者は穏やかで学校の教育に理解のある方だったが、困っていても抱え込んでしまい、相談をしなかった。クレームの多い保護者への対応には苦慮することもあるが、一方でこのような声を挙げないケースもあることを知っておく必要がある。訴えや声が届かないからこそ、様々な機関が協働し、お互いの機能をうまく活用しながら支援を繋げていく必要がある。他の機関と協働し、根気強く支援していくことで発達障害のある子どもの成長につながる。協議の中で出た意見を各地域に戻り、もう一度自身の機関のネットワーク、あるいは自身の地域のネットワークの見直しに役立てていただきたい。

第5分科会

【ひきこもり】 「ひきこもり支援~これからの協働の姿~」

斎藤 まさ子 (新潟青陵大学大学院 看護学研究科 教授)

1. はじめに

内閣府が実施した「生活状況に関する調査(平成30年度)」では、40歳以上64歳以下の広義のひきこもり状態にある者が約61万人(推計)に上り、ひきこもり状態となって7年以上が経つ者の割合が約50%という状況にあることが示された。

また、平成30年6月に改正された生活困窮者自立支援法において、生活困窮者の定義の中で経済的な困窮に至る背景事情として、「地域社会との関係性」を規定している。これについては、地域社会からの孤立の視点も含め、地域社会との関係性の希薄化等を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

以上を踏まえ、本分科会ではひきこもり支援について、ひきこもりの現状と取り組み、今後の協働 の姿について解説する。

2. ひきこもりの概要について

(1) ひきこもりの定義

ひきこもりは、子供から成人までの広い年齢層に生じる社会現象の1つを表す用語であり、1つの疾患や障害にのみ現れる症状ではなく、様々な症状や葛藤の徴候として表れるなど、曖昧なものとならざるを得ない。「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン 2010」では、ひきこもりについて以下のとおり定義されている。

- ①仕事や学校に行っていない
- ②家族以外とほとんど交流がない
- ③社会的参加を回避し、6ヵ月以上概ね家庭に留まり続けている
- ※原則として総合失調症によるひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象

(2) ひきこもりの現状

広義のひきこもり推計数は、内閣府の調査結果 [2015 年 (15 ~ 39 歳) と 2018 年 (40 ~ 64 歳)] から、子供や青少年に限らず、広い年齢層でひきこもりという現象が起きており、国内で 100 万人以上に上る。また、ひきこもりは広義のひきこもり、準ひきこもり、狭義のひきこもりとあり、内訳を見ると、39 歳以下の群では 54.1 万人中 36.5 万人が趣味の用事のときだけ外出する準ひきこもりである。(図 1)

このように、コンビニや趣味の場所へ行くことはできるが、学校や職場に行けない状況は、一緒に住む家族も理性と湧きおこる感情との間で葛藤することとなり、長期に及ぶことが多いため心理面を維持していくことに相当なエネルギーを要している現状がある。

ひきこもりの初発年齢については、 $15\sim19$ 歳、 $20\sim24$ 歳と、親からの支援がなくなってくる時期に増加している。次いで、14 歳以下で増加しているが、このうち $1\sim2$ 割は 20 歳を過ぎてもひきこもっているという統計も出ている。また、今日就職氷河期の人たちに対し、政府が支援していくことが言われているが、それにあたる 40 歳前後の人たちが大学を卒業して就職する時期である $20\sim24$ 歳でひきこもった人たちの中に多く含まれているという結果が出ている。これらのことからも、ひきこもりは個人の問題ではなく、社会の問題でもあると言える。(図 2)

科

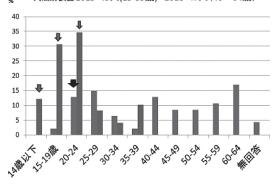
広義のひきこもり推計数

		2015年(15-39歳) 全国の推計数(万 人)	2018年(40-64歳) 全国の推計数(万人)
普段は家にいるが、自分の趣味 の用事のときだけ外出する	準ひき こもり	36.5	24.8
普段は家にいるが、近所のコン ビニなどには出かける	狭義のひきこ	12.1	27.4
自室から出るが、家から出ない、 又は自室からほとんど出ない	5 9	5.5	9.1
計		54.1	61.3

(図2)

ひきこもりの初発年齢





調査からみえる本人の姿については、「小中学校時に我慢をした」と回答した人が56%、「小中学校時に一人で遊ぶ方が楽しかった」は27%であり()内の一般群より多い。また、「感情を表に出すのが苦手だ」「人とのつきあい方が不器用ではと悩む」や「普段悩み事を誰かに相談したいと思う」と回答した人も一般群より多く、一概には言えないが、我慢をしながら頑張って生きてきた人という印象がある。(図3) さらに、KHJ ひきこもり全国家族会連合会調査が、この2週間の悩みについての調査をしたところ、「緊張感、不安感、神経過敏を感じる」と回答した人が42.3%であり、次いで、「心配することをやめられない、心配をコントロールできない」と感じた人は41.2%であった。(図4)これらのことから、ひきこもりが決して「甘え」から出ているものではないということがわかる。

(図3)

調査からみえる本人の姿

【質問紙調査】内閣府実	態調査 <u>2015</u> 一般群36	092人,ひきこもり群59人
• 小中校時我慢するこ	ことが多かった	56%(20.5)
リ 一人で	遊ぶほうが楽しかった	27.1 (5,5)
・いじめにあった	小学校半数、中学	<u> 校 3分の1強</u>
不登校を経験した		30.6(5.4)
・学校の勉強について	こいけなかった	36.7(14.1)
感情を表に出すのは	は苦手だ	53,1 (41,1)
人とのつきあい方が	が不器用ではと悩む	57,2(40,3)
・普段悩み事を誰かに	こ相談したいと思う	71.3(44.4)

(図4)

KHJひきこもり全国家族会連合会調査(2018,11~2019,1) _I この2週間の悩み n=52

下記項目に「ほとんど毎日」もしくは「半分以上」と回答した人の割合(複数回答)

1. 緊張感、不安感、神経過敏を感じる 42.3%

2. 心配することをやめられない、心配を 41.2% コントロールできない

3. 気分が落ち込む、憂うつになる、絶望36.5% 的な気持ちになる

4. 物事に対してほとんど興味がない、 25.0% または楽しめない

5. 死んだ方がましだ、あるいは自分を何ら 15.4% かの方法で傷つけようと思ったことがある

3. 支援について

(1) 支援の道筋

支援の道筋については、大きく4つの段階に分けられる。

- ①家族などによる本人への支援
- ②支援者が家族を支援
- ③家族・支援者が協働で支援
- ④地域生活の広がりへの支援

支援をしていくうえで、まずは本人以外の家族の環境が、相談して安心できる場となることが重要であり、このことで本人の状態が改善することもある。そのため、相談機関の支援方法としては、本人を無理に連れてこさせるのではなく、家族を受容し、家族がいい環境を作れるように支援していくことが大切である。

(2) ひきこもりの人が支援機関にアプローチするまでの心理的プロセス

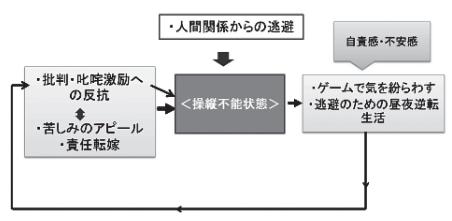
ひきこもりの人が支援機関にアプローチするまでの心理的プロセスを、ひきこもり経験者 27 名に 家族との関係に注目して分析をした結果、3 段階に分けられた。

①家族の中で孤独な闘いの段階(図5)

この段階では、本人は人間関係などからの逃避によりひきこもったものの、家族内でも批判や叱咤激励を受けることで、自己の操縦不能状態となる。これらの状況から自己防衛するために、本人はゲームで気を紛らわせたり、昼夜逆転生活を行ったりするようになる。

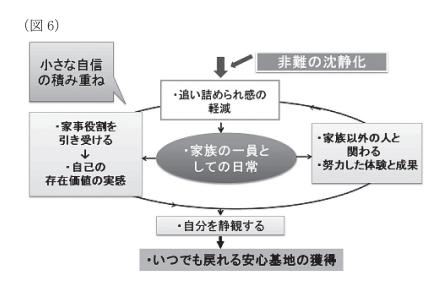
この状態での家族の支援方法としては、本人の言動に振り回されず、普段通りに食事をしたり、 声掛けを継続したりするなど、いつも通りの生活を営むことで、本人の安心へと繋げることが重要 である。

(図5)



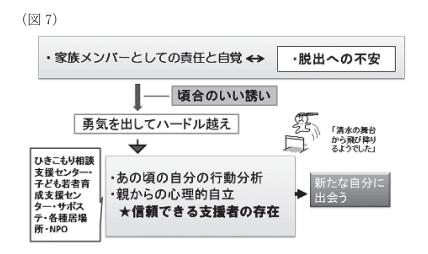
②容認環境でエネルギー補給の段階(図6)

親からの非難の沈静化により、本人が家族の一員として日常を送ることができるようになると、少しずつ家事役割を引き受けるなど意欲が出てきて、家庭内で自己の存在価値を実感するようになる。そして、少しずつ家族以外の人と関わったり、免許取得などやったことが成果となる体験を行ったりすることで、自信を積み重ねることができる。この状態になると、自分を静観することが可能となり、家がいつでも戻れる安心基地の獲得につながる。この段階での家族の支援方法としては、本人の存在が容認され、あたたかいコミュニケーションがとれるような環境づくりが大切である。



③家族とともに目標に向かう段階(図7)

この段階になると、家族メンバーとしての責任と自覚に気づき社会へ出たいという意欲が高まるが、社会に出ることに強い不安を抱き、葛藤する。この時に、無理やりではなく、本人の意欲が高まっているときなどの頃合のよいタイミングで家族や支援者から背中を押されると、勇気を出してハードルを越えるきっかけとなる。そして、一歩出たときに関わる支援者の役割はとても大きく、まずは本人を丸ごと受容する姿勢が重要である。



(4) 調査結果からわかること

- ①第一段階は、早期に子供の理解者になることで短縮化できる可能性がある。
- ②エネルギーがたまってくると徐々に意欲が出てくる。
- ③家庭内のあたたかい関係は自尊感情を呼び戻す。 そのために家族の日常と個々の生活を取り戻す。
- ④家庭内の小さな自信の積み重ねが次の段階へつながる。
- ⑤対人緊張が強いことに配慮する。
- ⑥一歩出たときに関わる支援者の存在は大きい
- ⑦新たな自分は、ひきこもり前より少し楽でいられる自分らしい自分である。

【分科会】

【グループワーク(事例検討)】

各グループで現在の取り組みや課題、疑問などの共有を行ったうえで、これからどのような協働ができるかを協議し、全体で共有を行った。

【参加者の協議内容】

- ・支援機関の連携は簡単ではないが、成功例として、市の中で様々な関係機関が合同で講演会や相談会を行ったり、困難ケースについてのケース会議を行ったりし、その中で今後の方向性が導き出すことができたといった事例があることを知れた。
- ・ひきこもりによって子供の社会性が身に付いていない状態で、親やその子供がそのまま高齢化していく家庭もある。このような家庭は、外との関わりはなくとも家庭内では仲良く暮らしているため、現時点では問題は顕著化されていない。しかし、今後親がいなくなったときに、50代過ぎて1人になった子供をどう支援するかは課題である。このような家庭に対しては、問題が現れた時点でしか対応はできないが、少しずつショートステイを行ったり、短いトレーニングを行っ

たりして対応したりすることは外からの介入方法としてあるのではないか。

- ・児童養護施設に入所している子供は、18歳で退所してしまう。ひきこもりの子供の退所が迫っている中で、どのような対応をしたらいいのかが課題である。
- ・大きな市や町であれば様々な機関があるが、小さな町だと相談機関も限られている。相談に行った場所で断られてしまうと、居場所も行き先もなくなってしまう。年齢や状態に応じた支援の仕方や居場所づくりが今後の課題だと思う。
- ・今日、ひきこもりそのものへの理解は広まってきていると感じるが、自分とは関係ないと思っている人はまだたくさんいるので、誰もがひきこもりになる恐れがあるということも含めて、社会に広めていきたい。

【協議内容に対しての講師のフィードバック】

① 8050 問題 (80 歳の親と 50 歳の子供によるひきこもり) について

家の中で生活が完結しており、支援を求めない家族に対して、支援方法の1つとして保健師が健康相談という名目で訪問することがあげられる。実際に、拒絶されながらも、名刺を置いてきたり、定期的に訪問したりしている人もいる。そうすることで、小さな外とのつながりを維持でき、いつか家族や本人が支援を求めたいと思ったときに連絡先がわかりつながることができる。

②支援機関の周知について

ひきこもりの支援に従事している人はもちろんどのような支援機関があるかを把握しているが、一般の方にアンケートを取ると知らないという人はまだたくさんいる。そのため、回覧板や市報、新聞等を使ってとにかく広報をしていくことも大切である。

③連携方法について

行政が1年に1、2回報告会を行うだけでは、連携は形骸化していく。例えば、報告会などの後に支援機関の人を集め、ネットワークを作ろうと呼びかけると、そこで一つ関係ができる。そして、連携して講演会を企画・実施などすることで、より多くの人に周知することもできる。このように、顔が見え、直接やりとりができる手作りのネットワークがいいのではないかと感じる。また、現在、ひきこもりの人を守る法律は、「生活困窮者自立支援法」しかない。その窓口として、まずは都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターを活用するとよい。

④年齢に応じた支援の仕方について

アウトリーチ (積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること)の方法で例えると、対象が10代であれば、ドアの前に立って声をかけることを繰り返すと部屋から出てくることがあるが、対象が30代過ぎたころになると、ドアの前に立つことが脅威となるので気を付ける必要がある。このような人への支援方法としては、訪問し、家族と話しをする。その際、部屋を閉め切るのではなく、本人に聞こえるように話すことで、家庭内に外の風を入れることができる。このことで、本人への動機づけへとつながることもあるので、年代に応じて方法を変えながら、アウトリーチしていくことが重要である。

【まとめ】

ひきこもりを支援していくうえで、まずは家族の支援が一番重要である。そして、本人や家族が支援を求めたい、人とつながりたいと希望したときに、どこに行けばよいのか、万が一違う場所に行った場合に、次にどこに行けばいいのかがわかるような、ゆるやかに結び合うきめの細かい連携の姿が大切である。

連携、協働は容易いことではないが、顔の見えるネットワークを構築すること、そして必要時、支援内容に関連する機関同士や新たな人や機関と結び合えるような、ゆるやかな連携の形が質の良い支援内容につながっていくものと思われる。

参加者の声

◆基調講演

- ・「協働」の考え方と実践内容ともに興味深く勉強になった。子供の「当たり前」と大人の「当たり前」 の違いなど、新たな視点を得ることができた。
- ・自分の所属する組織で取り組むには難しいが、周りに様々な組織があり、こういった動きがあることを知れたのは良かった。連携・協働は1人、1団体では難しいことなので、周りの理解も得られるよう尽力していきたい。
- ・時代の流れとともにニーズも変化していき、求められる支援も変わってきている中で、長く同じ仕事をしている人たちの考えや持っている情報にかたよりがあると日々感じながら勤務している。今回聞かせていただいたことについては、職場でしっかり共有し、今後の業務に取り入れていきたい。

◆研究講義

- ・5つのテーマそれぞれが具体的な内容であり、現場に活かせる内容であった。
- ・青少年に関する問題について多面的な話を聞くことができ、大変参考になった。
- ・最新の知見ばかりだけでなく、現状分析や調査研究についても聞くことができ有益であった。
- ・分科会に分かれる前に各テーマについて講義を受け、大変参考になった。
- ・関係機関が連携して効果的に支援していけるような体制づくりの大切さを改めて実感した。

◆分科会

- ・子供を主体、親を主体とすること、虐待という言葉を使わず虐待を解決する方法を知ることは大変 参考になった。(第1分科会)
- ・私たちが今まで考えていた常識が子供にとっては「そうではなかった」ことに気づくことができた。 様々な機関の方と意見交換ができたのもよかった。(第2分科会)
- ・情報モラル教育について、日々の子供とのかかわりの中での取り入れ方のエッセンスを学ぶことができた。(第3分科会)
- ・立場の違いや得意分野の違いを理解して、できることをできる人がやりながら繋がることが大事だと学ぶことができた。(第4分科会)
- ・様々な支援機関の参加者と日常の業務上の現状と課題について情報交換する機会となり、有意義な 分科会だった。(第5分科会)

◆全体を通して

- ・「協働」の大切さと難しさを改めて感じることができた。
- ・日々の相談業務から離れて、講演や説明、分科会等から青少年問題の最新情報や幅広い視点や考え を得ることができた。
- ・全国の様々な立場の参加者と意見交換する機会があり、大変刺激となった。
- ・様々な分野の講師の話を聞くことができ、とても有意義な研究集会となった。

「第36回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

都記	都道府県別			
1	北海道	4		
2	青森県	5		
3	岩手県	6		
4	宮城県	2		
5	秋田県	1		
6	山形県	7		
7	福島県	10		
8	茨城県	9		
9	栃木県	9		
10	群馬県	3		
11	埼玉県	11		
12	千葉県	11		
13	東京都	43		
14	神奈川県	24		
15	新潟県	4		
16	富山県	2		
17	石川県	1		
18	福井県	4		
19	山梨県	3		
20	長野県	9		
21	岐阜県	1		
22	静岡県	16		
23	愛知県	3		
24	三重県	2		
25	滋賀県	2		
26	京都府	2		
27	大阪府	7		
28	兵庫県	7		
29	奈良県	2		
30	和歌山県	2		
31	鳥取県	4		
32	島根県	4		
33	岡山県	3		
34	広島県	2		
35	山口県	1		
36	徳島県	1		
37	香川県	3		
38	愛媛県	4		
39	高知県	2		
40	福岡県	2		
41	佐賀県	0		
42	長崎県	2		
43	熊本県	2		
44	大分県	3		
45	宮崎県	4		
46	鹿児島県	8		
47	沖縄県	6		
48	未回答	9		
	計	272		

所属別

①青少年教育行政	31
②青少年教育施設	32
③学校教育行政	36
④学校教員	16
⑤首長部局	11
⑥警察関係	38
⑦法務関係	9
⑧社会福祉関係	44
⑨青少年団体	3
⑩民間 (NPO 含む)	24
⑪大学教員・研究者	4
⑫その他	15
⑬未回答	9
計	272

男女別

男	138
女	134
計	272

分科会

分科会名	分科会
第1分科会【児童虐待】	44
第2分科会【不登校】	69
第3分科会【SNS問題】	65
第 4 分科会【発達障害】	38
第5分科会【ひきこもり】	21
計	237

令和元年度 国立青少年教育振興機構 教育事業 第36回全国青少年相談研究集会報告書 「青少年支援における『協働』を考える」

令和2年3月発行

編集発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 教育事業部事業課 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-6407-7683 H P https://www.niye.go.jp/